

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求事件

国側当事者・国(長浜税務署長)

平成25年8月27日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	関戸 一考
同	関戸 京子
同	佐々木 和弘
同補佐人税理士	濱田 益男
同	城 英敏
被告	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	長浜税務署長
	池田 耕一
被告指定代理人	倉野 敏行
同	畑村 伸子
同	徳山 健一
同	畑山 茂樹
同	石原 英之
同	川田 芳嗣

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 処分行政庁が平成20年12月24日付けで原告に対してした原告の平成16年分以降の所得税の青色申告承認取消処分を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成20年12月24日付けで原告に対してした以下の各処分をいずれも取り消す。
  - (1) 原告の平成17年分の所得税の更正処分のうち総所得金額798万8821円、納付すべき税額マイナス10万8340円を超える部分及び重加算税賦課決定処分(ただし、平成22年4月2日付け裁決により一部取り消された後のもの)
  - (2) 原告の平成18年分の所得税の更正処分のうち総所得金額2041万2553円、納付すべき税額141万5200円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分及び重加算税賦課決定処分(ただし、平成22年4月2日付け裁決により一部取り消された後のもの)

- (3) 原告の平成19年分の所得税の更正処分のうち総所得金額907万2327円、納付すべき税額46万5770円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、平成22年4月2日付け裁決により一部取り消された後のもの）

## 第2 事案の概要

本件は、所得税の青色申告承認を受けていた原告が、法定の帳簿書類を備え付けていなかったとして処分行政庁から青色申告承認を取り消される（以下「本件青色申告承認取消処分」という。）とともに、平成17年分ないし平成19年分の所得税につき、不動産所得の一部を隠ぺいした上、必要経費に当たらないものをこれに算入していたとして、更正処分（以下「本件各更正処分」という。）並びに重加算税賦課決定処分及び過少申告加算税賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」という。）を受けたため、これら処分（ただし、本件各賦課決定処分については、平成22年4月2日付け裁決により一部取り消された後のもの）の各取消しを求めた事案である。

### 1 関係法令の定め

- (1) 所得税法12条は、資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、所得税法の規定を適用する旨定めている。
- (2) 所得税法37条1項は、その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする旨定めている。
- (3) 所得税法45条1項1号は、居住者が支出し又は納付する家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない旨定めているところ、所得税法施行令96条は、所得税法45条1項1号に規定する政令で定める経費として、家事上の経費に関連する経費の主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費（所得税法施行令96条1号）以外の経費（なお、他に同条2号所定の経費も上記政令で定める経費から除外されている。）を挙げている。
- (4) 所得税法143条は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、確定申告書及び当該申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる旨定めている。
- (5) 所得税法148条1項は、同法143条（青色申告）の承認を受けている居住者は、財務省令で定めるところにより、同条に規定する業務につき帳簿書類を備え付けてこれに不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額に係る取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない旨定めているところ、所得税法施行規則56条1項は、青色申告者（所得税法143条（青色申告）の承認を受けている居住者をいう。）は、同法148条1項（青色申告者の帳簿書類）の規定により、その不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿書類については、所得税法施行規則57条から64条まで（青色申告者の帳簿書類の備付け等）に定めるところによらなければならないが、当該帳簿書類については、同規則57条から59条まで（青色申告者の帳簿書類）、61条（貸借対照表及び損益計算書）

及び64条（帳簿書類の記載事項等の省略又は変更）の規定に定めるところに代えて、財務大臣の定める簡易な記録の方法及び記載事項によることができる旨定めている。

(6) 所得税法150条1項は、同法143条（青色申告）の承認を受けた居住者につき同法150条1項各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に掲げる年までさかのぼって、その承認を取り消すことができ、当該取消しがされた場合には、その居住者の当該年分以後の各年分の所得税につき提出したその承認に係る青色申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす旨定めているところ、同項1号は、上記の事実として、その年における同法143条に規定する業務に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が同法148条1項（青色申告者の帳簿書類）に規定する財務省令で定めるところに従って行われていないことを、上記の年として、その年を、それぞれ定めている。

(7) 租税特別措置法（平成19年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。）41条は、居住者が、国内において、住宅の用に供する家屋で政令で定めるものの新築又はその者の居住の用に供している家屋で政令で定めるものの増築等をして、これらの家屋を平成9年1月1日から平成20年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合において、その者が当該住宅の取得等に係る次に掲げる借入金又は債務の金額を有するときは、住宅借入金等に係る所得税額の特別控除を受けることができる旨定めている。そして、同条1項1号は、当該住宅の取得等に要する資金に充てるために同法8条1項に規定する金融機関、住宅金融公庫、地方公共団体その他当該資金の貸付けを行う政令で定める者から借り入れた借入金及び当該借入金に類する債務で政令で定めるもののうち、契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものを、同法41条1項2号は、建設業法2条3項に規定する建設業者に対する当該住宅の取得等の工事の請負代金に係る債務又は宅地建物取引業法2条3号に規定する宅地建物取引業者、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他居住用家屋の分譲を行う政令で定める者に対する当該住宅の取得等の対価に係る債務で、契約において賦払期間が10年以上の割賦払の方法により支払うこととされているものを、それぞれ定めている。また、租税特別措置法41条2項2号は、特別控除額につき、居住年が平成11年、平成12年又は平成13年である場合（居住年が平成13年である場合には、その居住日が平成13年前期内の日である場合に限る。）について、適用年が居住年から6年目に該当する年以後居住年から10年目に該当する年までの各年である場合、その年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額の0.75パーセントに相当する金額とする旨定めている。

## 2 前提事実（当事者間に争いがないか、弁論の全趣旨によって容易に認められる事実等）

(1) 原告は、昭和61年7月21日、所得税の青色申告承認申請書兼青色専従者給与に関する届出書を提出して、同年分以後の所得税の申告を青色申告によることを申請し、その後、所得税法147条により、青色申告の承認があったものとみなされた。

(2) 原告は、処分行政庁に対し、平成17年分ないし平成19年分の所得税について、別表1の「平成17年分」、「平成18年分」及び「平成19年分」の各「確定申告」欄記載のとおり、確定申告書を提出した。

(3) 原告は、平成18年6月7日、別表1の「平成17年分」の「更正の請求」欄記載のとおり、平成17年分所得税の申告に係る更正の請求をした。

(4) 処分行政庁は、平成18年6月28日、上記(3)の更正の請求を受け、別表1の「平成17年分」の「更正処分」欄（「申告等の年月日」欄に「平成18年6月28日」と記載されてい

るもの) のとおり、原告の平成17年分所得税について減額更正処分を行った。

- (5) 処分行政庁は、平成20年12月24日、原告に対し、平成16年分以降の所得税の青色申告承認を取り消す旨の処分(本件青色申告承認取消処分)を行うとともに、別表1の「平成17年分」、「平成18年分」及び「平成19年分」の各「更正処分」欄(「申告等の年月日」欄に「平成20年12月24日」と記載のあるもの) のとおり、原告の平成17年分ないし平成19年分の所得税について更正処分(本件各更正処分)並びに重加算税賦課決定処分及び過少申告加算税賦課決定処分(本件各賦課決定処分)を行った(これらの処分を併せて、以下「本件各処分」という。)。また、処分行政庁は、平成20年12月24日、原告に対し、原告の平成16年分の所得税について更正処分及び重加算税賦課決定処分を行った(これらの処分を併せて、以下「平成16年所得税更正処分等」という。)
- (6) 原告は、平成21年1月17日、処分行政庁に対し、本件各処分及び平成16年所得税更正処分等に対する異議申立てをしたところ、処分行政庁は、同年4月14日、原告の異議申立てをいずれも棄却する旨の決定をした。
- (7) 原告は、平成21年5月3日、国税不服審判所長に対し、本件各処分及び平成16年所得税更正処分等に対する審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成22年4月2日、別表1の「平成17年分」、「平成18年分」及び「平成19年分」の各「裁決」欄のとおり、本件各賦課決定処分の一部を取り消し、さらに平成16年所得税更正処分等の全部を取り消す旨の裁決をし、同裁決は同月9日頃に原告に送達された(弁論の全趣旨)。
- (8) 原告は、平成22年10月7日、本件各処分(ただし、本件各賦課決定処分については上記(7)の裁決で取り消された後のもの)の各取消しを求めて、本件訴えを提起した。

(9) 被告の主張する税額等

被告の主張する原告の平成17年分ないし平成19年分の所得税に係る本件各更正処分時において客観的に存在した税額(本税及び過少申告加算税の各税額)は、別紙1「本件各更正処分等の時点で客観的に存在した税額の計算根拠」記載のとおりである。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 原告が帳簿書類の提示を拒否したか(本件青色申告承認取消処分関係)

(被告の主張)

ア 誠実で信頼性のある記帳を約束した納税者に対して税法上の各特典を与えるという青色申告制度の趣旨等に照らせば、所得税法143条が規定する青色申告の承認を受けた者(青色申告者)が、税務署職員による所得税法234条1項に基づく検査に当たり、適時に提示することが可能なように態勢を整えて帳簿書類を保存していなかった場合は、同法150条1項1号所定の青色申告承認の取消事由に該当するものと解される。

原告は、平成20年6月9日から同年12月22日までの間、長浜税務署職員から合計7回にわたって所得税法234条1項に基づき帳簿書類を提示するよう求められたのに対し、正当な理由なく一貫してこれを拒否し帳簿書類の提示要求に応じなかったものであるから、帳簿書類を税務職員による検査に当たって適時に提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかったというべきであって、同法150条1項1号所定の青色申告承認の取消事由に該当することは明らかである。

イ 原告が帳簿書類の提示要求を一貫して拒否したこと自体が青色申告承認の取消事由に該当するから、原告が保存していた何らかの資料が所得税法148条1項所定の帳簿書類に該

当するか否かは本件青色申告承認取消処分の適法性を左右するものではない。

その点を措くとしても、原告が用途を記入していた預金通帳の入出金記録を見ても、日々の現金残高等の現金出納に関する事項は到底明らかにならないから、かかる預金通帳が所得税法148条1項及び同項の委任を受けた所得税法施行規則等によって青色申告者に記録及び保存が義務付けられている帳簿に該当しないことは明らかである。また、原告が平成17年分ないし平成19年分の所得税に係る確定申告の際に提出した書面は、確定申告書以外には所得税青色申告決算書のみであり、収支内訳書の詳細なものは提出されていない。

以上によれば、原告は日々の取引を記録しておらず、青色申告者に課せられた義務を履行していなかったと認められるから、この点においても所得税法150条1項1号の青色申告承認取消事由に該当する。

ウ 原告は、平成20年10月23日に「乙」という税務署職員に対して資料等の提示をした旨主張するが、当時長浜税務署には「乙」という職員はおらず、当時長浜税務署に所属していた唯一の「乙」姓の職員である乙上席国税調査官（以下「乙上席」という。）は本件青色申告承認取消処分以前の原告に対する調査には何ら関与していない。なお、乙上席は、本件各処分に対する異議申立てに係る調査を担当し、その際に原告から提示された預金通帳、請求書等の写しを作成しているものの、平成20年10月23日には原告とは異なる納税者に対する税務調査のために長浜税務署外に出張しており、同調査が完了したのは午後3時以降であったから、同日に長浜税務署において原告が提出した資料等をほぼ1日かけてコピーすることは不可能であった。したがって、原告が同日に「乙」と名乗る職員に預金通帳等を提示したとする主張は明らかに虚偽である。

また、原告は、同年6月11日に原告宅を訪れた長浜税務署職員から領収証等の資料の提示を求められた際、準備ができていないと説明した旨主張するが、そもそも青色申告者は税務署職員による帳簿書類の検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存しなければならないのであるから、原告の主張は青色申告者に課せられた義務を果たしていないことを自認するものというべきであり、失当である。さらに、原告は、同月9日に資料を揃えて長浜税務署に持参したというのであるから、その2日後に原告宅を訪れた長浜税務署職員から帳簿書類の提示を求められた際にこれに応じることは容易であったと考えられるところ、資料の準備ができていないとして提示をしていないことからすれば、そもそも同月9日に資料を揃えて長浜税務署に持参したこと自体が疑わしい。

そのほか、原告は、同月27日、原告が行った確定申告の所得計算が誤っている根拠等を説明するよう求めた際、原告宅を訪れていた長浜税務署職員から大声で怒鳴りつけられ、胸ぐらをつかまれたとか、同年7月7日、長浜税務署において食材納入営業帳簿を提示したなどと主張するが、これらの事実は存しない。

エ 原告は、真に青色申告を維持するにふさわしくない場合に青色申告承認取消処分を行うべきことを前提とした主張をするが、原告が一貫して帳簿書類の提示要求を拒否したことに照らせば、原告の青色申告承認を取り消すことが違法となる余地はないというべきであり、原告の主張は失当である。

(原告の主張)

ア 所得税法150条1項1号所定の青色申告承認取消事由に関し、被告主張のように解することは新たな取消事由を解釈でもって追加するに等しく、租税法律主義に反する。

そして、被告の主張を前提としても、税務職員の調査において帳簿書類を適宜提示することが可能なように態勢を整えていなかったというためには、税務職員が必要性を告げて、具体的かつ明確に必要としている帳簿等の提示を求めること、正当な理由なくして提示を拒んだこと及び一定の継続した期間において複数回にわたり提示拒否を続けることを要すると解すべきである。

原告は、税務調査を受けるためにあらかじめ指定された日時に長浜税務署に赴き、長浜税務署職員から持参するように指示された書類等につき持参し、足元や机の上に置くなどして、求められればいつでも提示することが可能な状況を整えていたところ、長浜税務署職員は、原告に対し、頭ごなしにその申入れを拒否したり、怒鳴りつけて机を叩いたりするなどし、具体的な帳簿書類の提示要求に至らず、そのために原告は準備した書類を提示することなく終わったものであるから、原告が提示を拒否したと評価する余地はない。このことは、原告は、長浜税務署職員である乙から帳簿書類の提示を要求された際には積極的に調査に協力していること（なお、乙の調査に応じたのが本件青色申告承認取消処分の前後いずれかであったかについては、原告には明確な記憶はない。）、指示に従いその都度帳簿書類を持参して長浜税務署を訪れている原告が持参した帳簿書類につき提示を拒否するとは考えられないことから裏付けられる。また、原告は、平成20年6月11日頃に長浜税務署職員が事前通知なく原告宅を訪れた際、3年分の帳簿書類の提示要求を受けたのに対し別の日にしてほしい旨申し入れたことはあるが、これは当日法事が予定されていたためであって、事前通知がなかったことからすれば、正当な理由による日程変更の申入れであり、何ら提示拒否と評価されるものではない。さらに、長浜税務署職員が同月27日頃に原告宅を訪れた際には、原告と揉み合いになり、具体的な提示要求にも至っていない。

したがって、原告が長浜税務署職員による具体的な提示要求を正当な理由もなく拒否したことは一度もないから、原告につき青色申告承認の取消事由は認められない。

イ 青色申告承認取消処分を行うか否かの判断に当たっては、形式的な青色申告承認取消事由該当性だけではなく、納税者の業種業態、事業規模に応じた帳簿書類の備付け及び記録の状況、帳簿書類の提示の状況等の個々の事情を総合的に勘案し真に青色申告を維持するにふさわしくない場合に取消処分を行うべきであって、その程度に至らないにもかかわらず青色申告承認取消処分を行うことは裁量権の範囲を逸脱したものとして違法となると解すべきである。

原告の業種は不動産業とコンビニエンスストア経営という小売業であったところ、その事業規模はいずれも大きくなく、通帳を通じて入出金の処理を行っており、集計表程度で十分に原告の収入と所得は把握できる状況であった。そして、原告は通帳から収入、経費、現金出納等に区分して集計して保存しており、これを見れば原告の売上経費所得は十分算定でき、その正確性も担保されているものであったから、原告の業種等に鑑みて原告の記帳の程度が真に青色申告を維持するにふさわしくない場合とまでは認められないというべきである。

ウ 被告は、原告の所持していた通帳などは青色申告者に保存が義務付けられている帳簿に該当しない旨主張する。

しかしながら、青色申告制度の目的は適正な帳簿を備え付けることにより正しい申告を促すことにあるから、青色申告者に作成及び保存が義務付けられる帳簿は必ずしも適式な複式帳簿である必要はなく、課税関係が明確に判明する書類であれば足りるというべきである。

原告は、正式の複式帳簿は作成していないものの、通帳や領収書を保管し通帳から収支の内訳が一目で判明する一覧表を作成していたのであり、そこから適式な帳簿を作成することは十分に可能であったから、原告が作成していた資料は青色申告者として作成及び保存が義務付けられる帳簿に当たると評価できる。

(2) 原告がコンビニエンスストア事業の共同経営者に当たるか（本件各更正処分及び本件各賦課決定処分関係）

(被告の主張)

ア 複数の近親者が小売業に何らかの形で関与している場合に、当該小売業から生ずる所得の帰属者を判定するに当たっては、当該小売業を遂行する際の名義、店舗の賃貸借契約の名義、出資の状況、小売業に係る知識経験の程度、収支の管理状況、従業員の募集、採用及び監督状況等の諸事情を考慮し、当該小売業の経営方針の決定等につき支配的影響力を有し、事業収益を実質的に支配享受していると認められる者が、当該小売業に係る所得の帰属者に該当するものと解される。

イ 滋賀県東近江市所在のコンビニエンスストア（以下「本件コンビニ」という。）は、原告の長男である丙（以下「丙」という。）が株式会社A（以下「A」という。）との間で加盟店基本契約を締結し、その後、丙自身が経営するコンビニエンスストアであるところ、原告は、本件コンビニの店舗建物の所有者であって、本件コンビニの店舗建物を建築する際の資金として平成16年10月21日にB銀行彦根駅前支店から3500万円の融資を受け、概ね毎月19万5000円を返済するとともに、本件コンビニの店舗建物の敷地（以下「本件コンビニ敷地」という。）に係る地代として開業から平成18年5月頃までの間毎月50万円を地主に支払っていたことが認められる。

しかしながら、原告は事業所得として本件コンビニに係る収入金額を全く申告しておらず、本件コンビニに係る収入金額は丙が全て自らの事業所得として申告しているから、このことのみをもってしても、原告の本件コンビニに関する経済的負担について原告の事業所得金額の計算上、必要経費として算入する余地はないというべきである。

また、本件コンビニの経営状況等から実質的に検討しても、本件コンビニに係る加盟店基本契約の当事者及び本件コンビニの店舗建物の敷地に係る賃貸借契約の借入人は丙であって、原告は同賃貸借契約における保証人であること、丙は、本件コンビニを開業する以前、約7年間にわたりコンビニエンスストアにおいて勤務し、その営業等に係る知識を習得したこと、本件コンビニの収支管理や従業員の募集、採用等を行っていたのは丙であること、原告は丙に対し、時折利益の有無を確認する程度で、丙が原告に対し一日の売上や年間の収支などの経営状態に関する事項を具体的に報告することはなかったことからすれば、本件コンビニの経営方針の決定等につき支配的影響力を有し、その収益を実質的に享受していたのは丙であると認められる。

これらによれば、本件コンビニに係る事業所得の総収入金額が丙に帰属することは明らかであり、原告が負担した本件コンビニ敷地の地代や店舗建物建築のための借入金に係る支払利息等を原告の事業所得の必要経費として算入する余地がないことは明らかである。

ウ 原告は、本件コンビニの店舗建物の所有者であり、その購入資金を支出していることを指摘するが、本件コンビニのような小売業を営むために店舗が必要であるとしても、その調達方法に関しては自己所有の他に有償又は無償による借用という方法もあり得るし、その資金

に関しても自己資金の他、借入れや贈与で賄う方法などがあると考えられるから、店舗所有者や購入資金の支出者によって直ちに当該小売業の所得が誰に帰属するのかを判断することはできないというべきである。また、原告は、本件コンビニが開業した後において、本件コンビニの経営状態を把握した上で地代等を支払っていた旨供述するが、経営状態を何らかの資料で認識していたことをもって本件コンビニの経営方針等につき支配的影響力を有していたとまで認めることはできない。

さらに、原告は、自らが投下した資金の返済を受けるまでは丙から利益を受け取ることが予定されており、実際にも丙から一定の金員を受領していた旨主張するが、原告と丙の間では本件コンビニに係る事業から生じる利益の分配方法等について明確な取り決めは一切されておらず、丙が原告に利益を分配する時期や、その金額等については本件コンビニの収支を管理していた丙の判断に委ねられていた上、原告は丙から入金された金員について直ちに同人にこれを返還していたというのであって、原告が本件コンビニから生ずる収益を実質的に享受していたとはいえないから、原告の主張する点をもって本件コンビニに係る所得が原告に帰属するということはできない。

(原告の主張)

ア 事業とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有しかつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められるものをいうから、コンビニエンスストアの経営から生じた所得は事業所得に当たる。

原告は、昭和56年頃に日用食品雑貨販売を主とするCを開業し、昭和61年に小売業者として青色申告の承認を受け、以後継続的に小売業等の事業を行ってきたが、丙と共に小売業を共同経営することとし、Aとの間での合意に基づき、本件コンビニの出店に向けて約1800万円の保証金を提供して敷地の借地権の譲渡を受け、更に約4000万円をかけて本件コンビニの店舗建物を建築するなど、本件コンビニの開業に当たって合計8000万円程度の資金を投入し、開業資金の全てを負担した。原告は、これらの費用を自己資金だけで賄うことはできなかったため、本件コンビニの経営をすることを前提にそのための資金であることを明らかにして銀行から自己名義で約3500万円を借入れ、そのほかにも退職金の前借りや生命保険の解約をするなどして費用を捻出した。また、Aとの契約では経営主体が一人に限られていることから、原告は共同経営者として加盟店契約の主体となることはできず、本件コンビニ敷地の賃貸借契約においても丙が賃借人となっているが、同契約の賃借人はあくまでも原告を信用して賃貸借契約を締結することとしたため、原告は同契約に連帯保証人として加わっている。さらに、丙との間では、当面の間、原告が本件コンビニ敷地に係る地代の支払や店舗建物の建築のための借入金の返済、設備費用等の支払を行い、丙は営業活動等の労務の提供をして収入があったときにその額に応じて原告に一定の利益を支払うこととし、原告は自ら指示して丙から入金を受け、これを通帳に入れて本件コンビニの売上であることを明確にしていた。そのほか、原告は、本件コンビニの経営を管理し、経営者として様々な判断を行っている。

以上のような経緯によれば、本件コンビニの経営と原告による借入金は切り離せない関係にあり、銀行も社会経験や小売業の経験が豊富な原告に対してであるからこそ貸付けを決断したものであって、丙であれば借入れが認められなかった可能性が高いこと、原告は借入金の返済を相当長期にわたり続けなければならない、当然本件コンビニ事業から受け取る収益も

相当程度長期にわたることが予定され、少なくとも原告が投下した金額の返済を受けるまでは収益を受け取ることが予定されていたこと、本件コンビニの経営が行き詰まったときには原告が全責任を負う予定であったことは明らかであるところ、これらに照らせば、原告は自らの責任と計算において、独立して営利的有償性を有し、反復継続して遂行する意思と社会的地位をもって本件コンビニの経営を行っていたものといえるから、本件コンビニの共同経営者に当たる。

したがって、本件コンビニから得た収入は事業所得に該当し、かかる収入を得るために支出した費用は事業所得の経費に該当するといえる。

イ 上記アのとおり、原告は丙と本件コンビニの共同経営を行っていたから、原告が丙から本件コンビニ事業に関し受け取った金額は原告の事業所得となる。他方、本件コンビニの店舗建物の減価償却費、同建物に係る固定資産税、本件コンビニ事業に関する借入金の支払利息及び本件コンビニ敷地の地代（原告が差し入れた保証金と相殺されたもの（相殺地代）を含む。）は原告の事業所得に係る必要経費となる。

したがって、原告の平成17年分ないし平成19年分における事業所得金額は別紙2のとおりとなる。

ウ 被告は、実質課税の原則を踏まえた主張をしているが、同原則は所得の帰属を決定する際の基準に過ぎず、丙が事業者であることを前提として原告が丙の共同経営者として同様に事業者と認められるかが問題となっている本件には当てはまらないから、被告の主張は失当である。そして、経済上、共同経営の形態はいくらでも存在していること、所得税法上、共同経営について否定した条文は存在しないこと、原告と丙の共同経営が民法上の組合契約である場合には原告が業務に従事していなくとも組合から分配される収益を前提にして申告できることからすれば、共同経営を前提に申告することは当然認められるのであって、共同経営の実体がある以上、当該事業から生じた収益を原告の事業所得とすることに何らの問題もない。

また、原告と丙は親子であるから、明確な取り決めが書面でされていないとしてもそのことから共同経営の事実が否定されるものではない。

さらに、原告は、本件コンビニから入金を受けた売上の配分につき、すぐに出金して店舗建物建築のための借入金の返済などに充てていたものであるが、売上を返済に回すことは当然であって何ら問題とされる理由はない。

### (3) 原告の不動産所得の金額（本件各更正処分及び本件各賦課決定処分関係）

（被告の主張）

ア 平成19年分の収入金額について

原告と丁（以下「丁」という。）との賃貸借契約においては、契約期間の始期が平成15年11月1日、終期が平成20年10月31日とされ、平成19年10月当時、同契約につき終了事由が生じていたことは何らうかがわれない上、丁は、平成20年1月11日まで自らの名義で賃料を振り込んでおり、その後も平成21年2月27日まで仲介業者名義で賃料が振り込まれており、丁が退去したのは同年3月23日であるから、原告と丁の賃貸借契約が平成19年11月以前に終了したとはいえないことは明らかである。

したがって、丁の支払った同月分及び同年12月分の賃料48万円を売上に計上しない旨の原告の主張は失当である。

イ 不動産所得の必要経費に係る主位的主張について

ある経費が、不動産所得金額の計算上、必要経費に算入されるべきか否かを検討するに当たっては、当該経費の支払事実等が客観的な資料に基づいて裏付けられることを前提として、当該経費が、客観的にみて、不動産所得に係る収入金額を得るために行う業務と直接関係を持ち、かつ、当該業務の遂行上、通常必要な支出であるか否かを社会通念に従って実質的に判断することが必要となる。そして、家事費と事業上の経費とが混在していてその区分が明確でない費用（家事関連費）については、原則として必要経費に算入されず、その主たる部分が業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明確に区分できる場合は、その部分に限って必要経費に算入されることとなる。

これを前提に検討すると、原告の平成17年分ないし平成19年分の不動産所得に係る必要経費の額は別紙3-1ないし3-3の「被告の主張額」欄記載のとおりであり、同各別紙の「原告の主張額」欄との差額である以下の各費用については原告の不動産所得に係る必要経費とは認められない。

(ア) 租税公課（平成18年分）

原告が印紙代として1万0600円を支払ったことに関する客観的証拠はないから、同印紙代を不動産所得の必要経費に算入することはできない。

(イ) 修繕費

a 有限会社D（以下「D」という。）関係（平成17年分）

原告はD名義の平成17年12月3日付けのE改修繕工事一式に係る残分70万円の請求書（以下「本件D請求書」という。）を提出するが、Dの代表取締役の妻であるFは、その作成日付から約5年10か月が経過した平成23年10月頃に、作成の基となる書類等が存在しないにもかかわらず、原告から請求書の下書き等を示された上、白紙の請求書に同様の記載をするよう原告から求められて本件D請求書を作成したものであり、Dは原告が所有する賃貸物件の改装工事を行ったことがあるが、その時期は平成15年以前であって、平成17年及び平成18年に原告との取引はない旨回答していることからすれば、本件D請求書の内容は全く信用できない。また、本件D請求書の作成経緯等に関する記載がされ、末尾にFの署名押印がある各書面は、Fが内容に不明なところがあるため署名押印を拒否したにもかかわらず、原告から執拗に署名押印を求められたためにやむを得ず署名押印したものにすぎないから、これら書面の内容についても全く信用できない。これらに加え、Dが総額140万円で請け負ったとされる原告所有に係る彦根市●●所在の賃貸物件（以下「G」という。）の工事についてその実施時期や工事代金の支払状況等を証する証拠は存在しないこと、原告がDに対し平成17年12月22日に70万円を支払ったとする状況は明らかではないこと、D取締役の回答によれば、Dが原告に対し同年9月30日に請求したことがうかがわれる工事残代金170万円は、平成9年頃に行われた原告の自宅の改築工事に関するものであると認められることからすれば、Dが平成17年ないし平成19年において原告所有に係る賃貸物件の改修工事を行った事実を認定することはできず、また、原告主張に係る代金の支払状況等についても認定できないから、Dが原告所有に係る賃貸物件の改修工事を行ったとする工事費用を不動産所得の必要経費に算入することはできない。



原告が不動産所得の必要経費として主張するガソリン代については、その支払事実自体や不動産賃貸業のために使用した割合につき客観的な裏付けを伴う立証はされていない。また、原告は勤務先への通勤に自動車を利用しており、ガソリン代の一部が勤務先から支給されているから、原告が支出するガソリン代の全部又は一部は、家事上の経費に該当するかあるいは家事関連費であるとしても事業上の経費に該当する部分が明確に区分されていないから、これを不動産所得の必要経費に算入することはできない。

原告名義の預金口座から〇株式会社（以下「〇」という。）に振込入金された22万5500円は、同社が原告の妻に対し請求した自動車2台に係る部品・修理代等が原告名義の預金口座から振替入金の方法により原告の妻名義で振り込まれたものであるところ、かかる車両の部品・修理代等と原告の不動産収入との関連性については何ら立証されていないから、上記費用を不動産所得の必要経費に算入することはできない。

(エ) 通信費（平成17年分ないし平成19年分）

原告の携帯電話の使用料金には、不動産所得とは関連しない家事費も含まれているところ、このうち事業上の経費に該当する部分の区分に関する立証はない上、原告が所有する賃貸物件の平成17年ないし平成19年の入居者状況に照らすと、原告の携帯電話の使用料金のうち賃貸物件に係る入居者等からの問い合わせ等に係る使用料金が占める割合は少なく、家事上の経費に該当する使用料金が大部分を占めるものといえるから、上記使用料金を不動産所得の必要経費に算入することはできない。

(オ) 接待交際費（平成18年分）

原告が所有する賃貸物件に係る入居者紹介に対する報酬支払の証拠として提出する書面は、報酬が支払われた時期が何ら記載されておらず、また、同書面に記載されている入居者の入居時期と紹介者に対する報酬支払時期が整合しないか、紹介者が入居者を紹介した事実に関する客観的な証拠がない、入居者として記載されているものについてもそもそも入居の事実が認められない、紹介者とされるものがどの入居者を紹介したことに対する紹介料なのか不明であるなど、その内容は不明確なものであるから、これによって原告が金員を支払った事実自体を認めることができないというべきであり、原告主張の紹介料を不動産所得の必要経費に算入することはできない。

(カ) 支払利息（平成18年分）

原告が生命保険会社から平成16年9月7日に200万円を借り入れ、これを返済する時点の貸付残高が211万5000円であった事実（ただし、原告が返済時に支払った利息が11万5000円であるのか、そこから過剰金返金額1万4330円を控除した額であるのかは判然としない。）は認められるものの、原告の預金通帳には上記借入金を含めて払い戻した400万円を本件コンビニの初回商品代金に充てたとの記載があることからすれば、上記借入金は不動産所得とは何ら関連せず、これを返済した際の支払利息を不動産所得の必要経費に算入することはできない。

(キ) 保険料（平成19年分）

原告が必要経費として挙げる保険料は、当該保険料に係る保険契約の内容等について何ら立証されていないから、不動産所得との関連性は認められず、不動産所得の必要経費に算入することはできない。

ウ 不動産所得の必要経費に係る予備的主張について

丙は、原告が本件コンビニの開業当初に開業資金を投下していたことから、本件コンビニの経営に当たって利益が出たときには原告に利益を分配すればよいと考えており、これに従って平成17年2月21日に原告に対し25万円を支払い、平成18年5月以降には、原告の投下資金を填補すると同時に将来的には原告から本件コンビニの店舗建物を買い取るとの意図で、原告に対し毎月30万円を支払うこととし、同年8月28日以降に支払った金員はこのような趣旨で支払ったものであることからすれば、原告に対し本件コンビニの店舗建物の賃料という趣旨で金員を支払ったとは認められない。また、原告も、丙から本件コンビニの店舗建物の賃料として金員を受領したことはない旨主張していたように、丙に対し本件コンビニの店舗建物を賃貸しているとの認識は有していなかった。

したがって、原告が丙から受領した金員は、本件コンビニの店舗建物の賃料ではなく、不動産の貸付による所得には該当しないから、原告が本件コンビニの店舗建物に係る固定資産税等として支払った金員が、原告の不動産所得の必要経費として算入される余地はない。なお、本件コンビニの店舗建物に係る減価償却費については、丙が自らの所得に係る必要経費として計上している。

(原告の主張)

ア 平成19年分の収入金額について

丁は平成19年には賃料の入金を全く行っておらず、原告と丁との賃貸借契約は実質的には終了していた状況にあったから、丁が行方不明となった後に入金された48万円については平成19年分の売上に計上すべきではない。

イ 必要経費に関する主位的主張

原告の平成17年分ないし平成19年分の不動産所得に係る必要経費は別紙3-1ないし3-3の「原告の主張額」欄記載のとおりであるところ、このうち被告が必要経費として認めない以下の費用についても必要経費に含まれるべきである。

(ア) 租税公課 (平成18年分)

印紙の計上漏れ1万0600円が経費に含まれていないが、これも当然に不動産所得の必要経費に含まれる。

(イ) 修繕費

a D関係 (平成17年分)

原告は、平成17年にDに依頼して、GのB棟201号室の全面改修工事を代金140万円で行い、同代金を同年9月15日及び同年12月22日の二度にわたって70万円ずつ支払った。

被告は、本件D請求書につき、信用性が認められない旨主張する。しかしながら、原告は、被告から領収証の記載からは賃貸物件の修繕費であるか否かが不明であるとして経費性を否定されたため、平成23年10月頃にDを訪れ、どの物件のどのような工事をしたのかの説明書を受け取るとともに請求書を再発行してもらったのであって、D自身が原告から提示された資料を検討した上でGの改修工事を140万円で請け負った事実を認め、本件D請求書を原告の依頼に応じて再発行していること、請求書を記載したのはD代表者戊の妻であり、原告が作成したものではないこと、戊がかかる作成経過につき間違いのない旨が記載された書面に署名押印していることからすれば、原告が平成17年にGに係る改修費用として140万円を支払った事実が認

められるというべきである。また、原告がDに依頼した自宅の改修工事に関する支払状況や残金につき記載したメモの記載内容と、本件D請求書やDの確定申告書上の原告に対する未収金とを比較検討すれば、同年に改修工事が行われ、70万円ずつ2回の合計140万円の代金が発生した事実が裏付けられるといえる。さらに、原告は同年12月22日にDに対して70万円の支払をしているところ、原告の自宅改修工事よりもずっと後にGの改修工事がされていることからすれば、当該支払は同工事の代金に対するものであることは明らかである。

なお、Gの改修工事が平成17年に行われて工事代金140万円が発生し確定している以上、仮に140万円の一部が平成18年以降に支払われていたとしても、平成17年分の必要経費として計上できることは当然である。

b H関係（平成17年分）

I賃貸物件1階の駐車場に蛍光灯の取付工事を行ったときの費用7000円である。

c J関係（平成18年分）

原告が妻の弟にうどん屋を営業させるためにI賃貸物件の1階部分を賃貸した際に、当該賃貸物件の附属備品を購入した代金23万0525円である。

d K関係（平成18年分）

原告が平成18年12月25日頃、検収業務などのためGを訪問した際、移動に使用した自動車が故障したため、Kに引上げ及び修理等を依頼した際の費用1万1392円である。

e M関係（平成19年分）

原告がMに対し、I賃貸物件に係る玄関ドアの鍵交換、居室のドア及び鍵交換などに係る工事代金として支払ったものである。

f N関係（平成19年分）

I賃貸物件に関して支払ったものである。Nからの明細書・請求書にある「I101」との記載は原告が書き込んだものと思われるが、工事代金の明細を記入したのが原告であったからといって、必要経費であることが否定されるわけではない。

(ウ) 交通費（平成17年分ないし平成19年分）

原告は、賃貸物件の管理のために、勤務していた会社から車で45分、自宅から車で1時間以上かかる賃貸物件に1週間当たり3回程度の割合で赴き、賃貸物件の点検等をしていったものであるから、その際に使用した自動車のガソリン代は不動産所得の必要経費となる。原告は、自動車を通勤に使用しており、通勤に必要なガソリン代の補助を勤務先から受けていたが、平成18年分の交通費については、確定申告書の添付資料に記載された金額のうち、17万円程度を不動産賃貸業の交通費として使用していた。なお、確定申告書の添付資料に記載された金額は、原告が請求書に基づいて算定したものであるから、請求書そのものが現存していなくとも信用性を有する数字である。平成17年分については領収証が残っていないが、平成18年分のガソリン代が17万円程度であったから、少なくとも15万円程度は経費として計上できる。

また、原告がOに支払った22万5550円は、不動産管理に使用するために購入した自動車の代金である。当該自動車の名義が原告の妻名義となっているのは、Oが原告の妻

の婚姻前からの取引先であり、その関係で妻名義で購入したためであるが、当時妻は無職であって代金を支払ったのは原告であるし、購入した自動車は賃貸物件を見回る際に使用するものであるから、その購入代金は必要経費となる。

(エ) 通信費（平成17年分ないし平成19年分）

原告は賃貸物件の管理等のために携帯電話を使用しており、客観的に金額が確認できる年間の携帯電話の使用料のうち6割は不動産賃貸業の必要経費となる。

平成18年分、平成19年分とその額が年々増加しているのは、外国人入居者によるごみ処理等を巡る紛争が自治会との間で起こったためである。

(オ) 接待交際費（平成18年分）

原告は、会社の同僚や知人にアパート入居者の紹介を依頼しており、入居者一人当たり1万円ないし2万円程度を紹介の謝礼として支払っていたところ、これは不動産賃貸業の収入を上げるための経費であるから、接待交際費となる。原告が知人に確認したところ、合計12万円の支払が明らかとなったから、少なくとも当該金額は必要経費として認められるべきである。

(カ) 支払利息（平成18年分）

原告が加入していた生命保険から事業資金に充てるための借入れをし、その返済をした際に支払った利息である。

(キ) 保険料（平成19年分）

原告が平成19年8月27日にPに支払った、原告が不動産賃貸業に使用していた自動車に係る保険料の年間合計額である。

ウ 必要経費に関する予備的主張

(ア) 不動産所得と事業所得とは、前者が資産性所得であるのに対し、後者は資産勤労結合所得であるとして区別されるところ、不動産の貸付において人的役務が伴わない場合や人的役務が付随的なものにすぎない場合には不動産所得に当たると解される。

原告は、本件コンビニの店舗建物の建築費用を負担してその所有権を取得し、これを丙に使用収益させ、本件コンビニの経営を行わせていたのであって、原告と丙の間では、丙が本件コンビニで収益を上げるまでは賃料は免除し、丙の収益状況に応じて賃料の支払を受けるという前提で上記店舗建物を貸借したものと評価できるから、原告が本件コンビニの共同経営者と認められない場合には、原告が本件コンビニに関し受け取った収入及び支出した経費は原告の不動産所得に係る収入及び支出と認められるべきである。

本件コンビニに係る原告の多額の金銭負担を単なる親子間の貸借関係として処理することは、原告及び丙の合理的意思に反するから、この点からも賃貸借関係と評価されるべきである。

(イ) 本件コンビニに係る収益が不動産所得に当たる場合、丙から平成17年ないし平成19年に受領した各金員は各年分における収入金額に含まれる。他方、上記イの経費に加え、本件コンビニの店舗建物に係る固定資産税、減価償却費、支払利息、本件コンビニ敷地の地代（保証金から償却された分と毎月の地代のうち原告が負担した分の合計額）等が必要経費に含まれることとなる。

したがって、原告の平成17年分ないし平成19年分の不動産所得に係る必要経費は別紙4-1ないし4-3の「原告の主張額」欄記載のとおりとなる。

(4) Dの工事請負代金に係る債務につき住宅借入金等特別控除が適用されるか（本件各更正処分及び本件各賦課決定処分関係）。

(被告の主張)

ア 平成17年分及び平成18年分について

原告がDに依頼した自宅の工事に係る請負代金債務について、10年以上の割賦払いの方法により支払うこととされたことに関する証拠はなく、原告自身、「ある時払いの催促なし」で支払っていた旨供述していることに照らせば、同債務については住宅借入金等に係る所得税額の特別控除を受けるための「賦払期間が10年以上の割賦払により支払うこととされているもの」との要件を満たさない。なお、原告がDの取締役であるQに作成を求めた「住宅建築金返済契約書」と題する書面を前提としても、8年の分割払いとされているから、いずれにせよ上記要件を満たすものではない。

また、Qは、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書は発行したかとの問いに対し、原告から依頼されて白紙の証明書に社名印等を押した旨供述していること、D関係者は原告に言われるがまま信用性が全く認められない書面の作成に応じていることに照らすと、Dの印が押捺されている住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書には信用性が認められないというべきである。

イ 平成19年分について

租税特別措置法41条1項2号は、居住者が住宅借入金等特別控除の適用を受けるためには、確定申告書に同控除に関する記載をするとともに、所定の書類を添付する必要があることを定めているところ、原告は、平成19年分の所得税の確定申告書に住宅借入金等特別控除を受ける金額及び同控除に関する記載を全く行っておらず、所定の書類の添付もしていないのであるから、同控除の適用を受けるための手続を履践しておらず、その適用を受けることはできない。

(原告の主張)

争う。

### 第3 争点に対する判断

#### 1 認定事実

前記前提事実に加え、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

##### (1) 本件コンビニの経営状況等

ア 本件コンビニ開設に至る経緯

(ア) 原告は、昭和56年頃、I賃貸物件において、Cの屋号で食品小売業を開業し、昭和61年以後、小売業者として青色申告承認を受け、青色申告者として事業を行っていた(原告本人)。

(イ) 原告は、平成13年頃、丙に対し、Cを引き継がせようとしたところ、丙は、大手のコンビニエンスストアのフランチャイズとして行うのであれば経営をしてもよい旨答えた。そのため、原告は、Aとの間でコンビニエンスストアの開業に関する交渉を行い、Cの店舗を利用してコンビニエンスストアを開業する旨の合意をした。(甲39、乙6、原告本人)

(ウ) 原告は、Aから、Cの店舗敷地では駐車場が十分に確保できないためコンビニエンスストアを開業することはできない旨告げられたことから、他の場所でコンビニエンスストア

アを開業することとした。丙は、勤務していた会社を退職し、Aの直営店でアルバイトとして勤務し、その後Aの他の店舗で店長として勤務した。(甲39、乙6、原告本人)

イ 本件コンビニに係る契約関係等

(ア) Aは、平成15年12月29日、本件コンビニ敷地の所有者3名との間で、店舗建物を所有することを目的として、賃料月額57万5250円、保証金1806万円(賃貸借契約開始の翌月から毎月末日限り7万5250円を240回にわたり均等償還する。)、手付金100万円(敷金に充当する。))との約定で、本件コンビニ敷地に係る賃貸借契約を締結した(甲15の1)。

(イ) 丙は、平成16年4月30日、Aとの間で、加盟店基本契約を締結した(乙5)。

(ウ) 丙は、平成16年4月30日、本件コンビニ敷地の賃貸人及びAとの間で、上記(ア)の賃貸借契約に係るAの賃借人としての地位を同日付けで丙が承継する旨の賃貸借契約上の地位承継契約を締結し、丙はAに対し速やかに上記(ア)の賃貸借契約に係る手付金相当額100万円を支払う旨を約した。原告は、同日、上記地位承継契約に係る契約書の連帯保証人欄に署名押印し、同契約及び承継後の賃貸借契約上の丙の債務を連帯保証した。(甲15の2)

ウ 出店費用等の負担関係

(ア) 原告は、平成16年5月6日、Aに対し、上記イ(ウ)の承継契約に基づく丙の債務の履行として、上記イ(ア)の賃貸借契約に係る手付金としてAが賃貸人に支払済みの100万円を支払った(甲15、20の1、原告本人)。

(イ) 原告は、平成16年8月13日、本件コンビニの店舗建物を新築し、その後、同建築費用として約4000万円を支払い、同月17日、同建物につき原告名で所有権保存登記を経由した。原告は、同建物の所有者として、固定資産税を支払っている。なお、本件コンビニの店舗建物の建築工事請負契約書は、原告と丙の連名となっている。(甲16、17、48、乙6、原告本人、弁論の全趣旨)

(ウ) 原告は、平成16年8月27日、本件コンビニ敷地の賃貸人に対し、保証金1806万円を支払った(甲20の1、原告本人)。

(エ) 原告は、本件コンビニの開店に当たって必要となる商品代約400万円を負担した(甲16の2、44、48、乙6、原告本人)

(オ) 原告は、本件コンビニ敷地の賃貸人に対し、平成16年7月13日、同年7月分及び8月分の地代77万4719円を支払い、その後、同年9月分から平成18年8月分までの地代として、平成16年8月27日から平成18年7月31日までの間、毎月50万円を支払った。なお、同年9月分以降の地代は丙が支払っている。(甲20、乙6、原告本人)

(カ) 原告は、平成16年10月21日、本件コンビニの店舗建物の建設資金として、B銀行彦根駅前支店から、3500万円の融資を受け、同年11月1日以後、1か月当たり19万5000円を返済している(甲16の3、48、乙6、7、原告本人)。

エ 本件コンビニの経営実態等

(ア) 丙は、平成16年8月末頃、本件コンビニの営業を開始し、それ以降現在に至るまで本件コンビニの経営を行っているところ、本件コンビニの経営方針や従業員の雇い入れなどについての決定は丙がしており、丙から原告に対する1日の売上や年間の収支などの報

告はされていない（乙6）。

（イ）原告は、丙に対し、時折利益が出ているかといった話をする程度であり、本件コンビニに関する労務の提供は全くしていない（乙6、原告本人）。

オ 利益の分配状況

（ア）原告と丙の間では、本件コンビニを開業した当初、本件コンビニに係る事業から生じる収益の分配方法や、分配割合等に関する取り決めは一切されておらず、原告から丙に対して具体的に利益の分配を求めたこともなかった（乙6、原告本人）。

（イ）原告は、丙に指示をして、平成17年に25万円、平成18年に合計170万円、平成19年に合計152万円を、それぞれ本件コンビニの収益から原告名義の口座に振り込ませた（甲19、乙6、原告本人）。

カ 丙による申告等

（ア）丙は、平成17年分ないし平成19年分の所得税の確定申告において、本件コンビニの店舗建物に係る減価償却費を事業所得の必要経費に計上している（甲18、乙79、80）。

（イ）丙の代理人弁護士は、平成20年5月20日、原告に対し、丙が原告に7000万円を19年6か月の分割払の方法により支払うこと等を条件に、本件コンビニの店舗建物につき丙に所有権移転登記をする旨の提案をした（乙58）。

(2) 原告所有物件の賃貸借

ア 原告は、彦根市●●所在の建物（I賃貸物件）及び同市●●所在の建物（G）を所有し、これらの物件を賃貸の用に供して、賃料収入を得ていた（乙3、4、原告本人）。

イ 原告は、平成15年10月30日頃、丁との間で、賃料月額24万円、契約期間同年11月1日から平成20年10月31日までの5年間との約定で、I賃貸物件の101号室についての賃貸借契約を締結した（乙8）。

ウ 丁は、原告に対し、上記イの賃貸借契約に係る賃料として、以下のとおりの各支払をした（乙8ないし10）。

（ア）平成15年 合計226万8750円（敷金120万円、礼金72万円を含む。）

（イ）平成16年 合計144万円

（ウ）平成17年 合計 96万円

（エ）平成18年 合計 96万円

（オ）平成19年 1月29日 24万円

同年 4月 2日 120万円

同年 6月11日 24万円

同年 8月 6日 24万円

同年10月 4日 24万円

（カ）平成20年 1月11日 24万円（R 丁名義）

エ 上記イの賃貸借契約を仲介した株式会社Sは、平成20年3月3日から平成21年2月27日までの間、上記イの賃貸借契約に係る賃料として、合計13回にわたり、1回当たり24万円を原告名義の預金口座に振り込んだ（乙8、10、11）。

オ 丁は、平成21年3月23日、I賃貸物件101号室から退去し、その頃、原告との間で、滞納家賃612万円につき、敷金120万円を全額充当し、さらに同月末日までに125万

円を支払った場合には原告から滞納家賃残額の放棄を受けるとの合意をした上で、同月30日、原告に対し125万円を支払った(乙12)。

(3) D関係

ア 原告の住宅建築をDが総額3630万円で請け負い、これを建築し、その建築費のうち1410万円について、年度末の未払残高に年5パーセントの利率を乗じた額を利子として加算した上で8年の分割払として返済することにつき合意した旨が記載され、原告とDの記名押印がされた平成13年3月1日付け住宅建築金返済契約書が存在するところ、原告は、同契約書につき分割払の期間を10年間に修正した上で、再度Dの記名押印を受け、分割払の期間を10年間とする同日付け住宅建築金返済契約書を作成した(甲40、48、49、乙71)。

イ 工事代残金として現金70万円を受領した旨が記載された、平成17年12月22日付けの「D 戊」の記名及び「戊」名の押印がされた原告宛の領収証が存在する。また、宛名として「E・甲様」、品名として「E改修繕工事一式(3LDK床フローリング仕上げ全室壁面塗装等)」、税込合計金額として「700,000円也」とそれぞれ記載され、Dの社印が押捺された請求書(本件D請求書)には、「見積書から 1400000」、「平成17年9月15日 1回目 700000領収済」、「残分 700000」との各記載があるところ、これは、Fが、平成23年10月頃、原告から請求内容を下書きした請求書及び再発行する理由を記載した書面を提示された上で原告の求めに応じて作成したものである。(甲8、29の1、38、乙81)

ウ Dが処分行政庁に対して提出した平成20年6月17日付け回答書には、原告との間の取引に関し、平成17年及び平成18年にはいずれも取引がなかったこと、平成19年9月30日に170万円の取引があったことが記入されており、参考事項欄には平成15年9月30日に170万円の工事代残金があり、その入金分である旨が記入されている。また、戊は、平成15年以前に原告の自宅の工事及び彦根市●●のアパートの工事を行ったが、それ以降は原告から工事を請け負ったことはない旨供述している。(乙67、82)

エ Dの取締役であり、戊の父であるQは、平成20年7月4日、T国税調査官(以下「T調査官」という。)に対し、平成9年頃に原告宅の改築工事を3630万円で請け負ったこと、同工事に係る請負代金の支払について支払期限は決めておらず、現金で複数回にわけて支払を受けたこと、平成19年9月の170万円の支払によって請負代金全額を受領したこと、住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書につき原告から迷惑をかけないから押印するよう依頼され、白紙の証明書に押印したこと、原告が作成し持参した住宅建築金返済契約書という書面に押印したが金利は受け取っていないことを供述した(乙68ないし70)。

オ Dの平成15年10月1日から平成16年9月30日まで、同年10月1日から平成17年9月30日まで及び同年10月1日から平成18年9月30日までの各事業年度分の確定申告書に添付された売掛金(未収入金)の内訳書には、原告に対する期末現在高としていずれも170万円が記載されているところ、同年10月1日から平成19年9月30日までの事業年度分の確定申告書に添付された売掛金(未収入金)の内訳書には原告に対する売掛金は記載されていない(乙82)。

カ 原告が平成17年分及び平成18年分所得税に係る確定申告の際に提出したDの印が押捺されている各「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」には、「住宅借入金等の

金額」の「当初金額」欄に「平13年3月1日 14,100,000円」、「償還期間又は賦払期間」欄に「平13年12月から23年12月までの10年0月間」といずれも記載されているところ、これらの書類は、原告が作成し、Dに持参して2枚まとめて記名押印を受けたものであって、これらに記載された「年末残高」欄の各金額は実際の残高とは一致していない（甲49、乙83、85、原告本人）。

(4) 本件青色申告承認取消処分に至る経緯

ア 原告は、平成19年10月29日、長浜税務署を訪れ、窓口業務の担当者に対し、平成18年分の所得税に係る納税証明書の交付を請求した。同担当者が納税証明書を作成するため、原告の同年分の所得税の確定申告書を確認したところ、同確定申告書の内容に計算誤りがあり、所得税の還付金が過大となっていることに気付いたため、同担当者及びU総括上席国税調査官（以下「U総括上席」という。）は、原告に対し、平成18年分確定申告書の記載内容に計算誤りがあることを説明し、修正申告書の提出を要請した（乙54、弁論の全趣旨）。

イ U総括上席は、平成19年12月18日、平成18年分確定申告書において記載誤りとなっている箇所を是正する内容の修正申告書を作成した上で、原告に対し、これを発送した（乙54）。

ウ 原告は、平成20年1月4日、長浜税務署に対し、「税務所で勝手に作った この修正申告書に異議有り そっくりそのままお返しする たまたま納税証明（所得証明）を貰いに行き始めて気づいた自分たちのミスとかで1年近く経た今頃になってミスだったから修正申告を再提出せよとは何事か 自分たちのミスは自分達で責任をとれ 税ム所で決めた事が法であるとうぬぼれるな 法は民に有り 責任は税務所に有り。」と記載されたメモと共に、上記イの修正申告書を返送した。

エ 処分行政庁は、平成20年6月3日、原告に対し、原告の平成18年分及び平成19年分の所得税の確定申告に係る不動産所得及び税額計算について尋ねたい事項があるため、所得計算に必要な帳簿書類等を持参して平成20年6月10日午後1時頃に長浜税務署に来署するよう求める内容のはがきを送付した（乙2の2、52）。

オ 原告は、平成20年6月9日午前11時10分頃、領収書などの資料が入った紙袋を持参して、長浜税務署を訪れたが、応対したV統括国税調査官（以下「V統括官」という。）及びW上席国税調査官（以下「W上席」という。）に対して当該資料を提示することはなかった（乙52、証人W）。

カ W上席及びT調査官は、平成20年6月11日午後2時30分頃、原告宅を訪れ、原告に対し、帳簿書類の提示を求めたところ、原告は、準備ができていないため提示できない旨答えた。W上席らは、原告に対し、協力が得られない場合は長浜税務署において調査を進めることになる旨告げた。（乙52、証人W、原告本人）

キ X国税調査官（以下「X調査官」という。）及びT調査官は、平成20年6月27日1時30分頃、原告宅を訪れた（乙53、原告本人）。

ク 原告は、平成20年7月7日午後1時頃、資料の入った紙袋を持参して長浜税務署を訪れたが、応対したW上席、X調査官及びT調査官に対して当該紙袋に入った資料を提示することはなかった（乙52、証人W、原告本人）。

ケ 原告は、平成20年8月7日、領収書や通帳等が入った紙袋を持参して、長浜税務署を訪れたが、応対したW上席及びT調査官に対して当該資料を提示することはなかった（乙52、

証人W、原告本人)。

コ 原告は、平成20年10月23日、紙袋を持参して長浜税務署を訪れ、W上席が対応した。W上席は、原告に対し、修正申告の促しをしたが、原告は修正申告には応じられない旨回答した。なお、原告は、持参した紙袋から取り出した書類を机の上に置いたものの、W上席に対して当該資料を提示することはなかった。(乙52、証人W、原告本人)

サ 処分行政庁は、平成20年12月24日、原告に対し、原告が平成16年分の所得税の調査において不動産所得に係る帳簿書類の提示を正当な理由なく拒否したことが所得税法150条1項1号の青色申告承認取消事由に該当するとの理由で、本件青色申告承認取消処分をした。

2 争点(1)(原告が帳簿書類の開示を拒んだか否か(本件青色申告承認取消処分関係))について

(1) 税務署長は、青色申告の承認を行うに当たって、青色申告の承認を申請した居住者による帳簿書類の備付け、記録及び保存が財務省令で定めるところに従って行われていることを確認し(所得税法145条)、青色申告の承認を受けている居住者に対しても帳簿書類について必要な指示をすることができ(同法148条2項)、この指示に従わなかった場合や帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載した場合には青色申告の承認を取り消すことができること(同法150条1項2号及び3号)、居住者の提出した青色申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額又は純損失の金額の更正をすることができるのは、その居住者の帳簿書類を調査した結果これらの金額の計算に誤りがあると認められる場合に限られること(同法155条1項本文)、同法の委任を受けた所得税法施行規則63条1項は、青色申告者は、帳簿書類を7年間保存しなければならないと規定し、国税通則法(平成23年法律第114号による改正前のもの)70条5項所定の更正の制限期間に符合する保存期間を定めていることからすれば、これらの各規定は、税務職員が青色申告者の帳簿書類を適時に検査することができるように、その備付け、記録及び保存がされるべきことを当然の前提としているものであって、このようにして上記検査の円滑な実施が確保されることは青色申告制度の維持に不可欠なものといえることができる。そうであるとすれば、所得税法148条1項は、青色申告者に対し、財務省令で定めるところにより帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録することのほか、税務職員が必要と判断したときにその帳簿書類を検査してその内容の真実性を確認することができるような態勢の下に帳簿書類を保存することを義務付けているというべきであり、青色申告者が税務職員による同法234条1項(平成23年法律第114号による改正(削除)前のもの。同条につき、以下同様)の規定に基づく検査に対し適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて当該帳簿書類を保存していなかった場合は、同法148条1項の規定に違反し、同法150条1項1号に該当するものと解するのが相当である。(法人税法127条1項1号に関する最高裁平成●●年(○○)第●●号同17年3月10日第一小法廷判決・民集59巻2号379頁参照)

原告は、帳簿書類の提示拒否をもって青色申告承認の取消事由とするのは解釈をもって新たな青色申告承認の取消事由を追加するに等しく、租税法律主義に反すると主張するが、上記のような解釈は、青色申告制度に関する所得税法の諸規定から当然に導かれることであって、何ら租税法律主義に反するものではない。

(2) 前記認定事実(4)によれば、原告は、平成18年分及び平成19年分所得税の確定申告に係る不動産所得及び税額計算につき調査するため所得計算に必要な帳簿書類等を持参するよう

求められたため、平成20年6月9日に領収書などの資料が入った紙袋を持参して長浜税務署を訪れたこと、同年7月7日、同年8月7日及び同年10月23日にもそれぞれ領収書や通帳等の資料が入った紙袋を持参して長浜税務署を訪れたこと、同年6月11日及び同月27日には、長浜税務署職員が原告宅を訪れていること、原告は、長浜税務署職員に対し、本件青色申告承認取消処分を受けるまでの間、一度も帳簿書類の提示をしていないことがそれぞれ認められる。そして、前記認定事実(4)に加え証拠(乙52、53、証人W、原告本人)によれば、V統括官は、同月9日、長浜税務署を訪れた原告に対し、平成18年分所得税に係る確定申告書に計算誤りがあるほか、修繕費などの内容等を確認する必要があることを説明した上、帳簿書類の提示を求めたところ、原告は、平成18年分所得税に係る申告を問題とするのであれば調査に応じられないとして提示を拒否したこと、W上席及びT調査官は、同月11日に原告宅を訪れ、平成17年分ないし平成19年分の帳簿書類の提示を求めたところ、原告は、当初は整理して持っていくと答えたものの、平成18年分所得税に係る申告を問題とするのであれば調査に応じられないとして提示を拒否したこと、原告は、同年7月7日及び同年8月7日にも長浜税務署において同署職員から平成13年分ないし平成19年分の帳簿書類の提示を求められたが、同様の理由で提示を拒否したことが認められ、これらによれば、原告は、少なくとも4回にわたって長浜税務署職員から適法に帳簿書類の提示を求められ、これに応じることができない正当な理由も格別なかったにもかかわらず、帳簿書類の提示を拒み続けたものと認められる。

したがって、原告は、所得税法234条1項に基づく税務職員の検査に対し適時に提示することが可能なように態勢を整えて平成16年分の帳簿書類を保存していなかったものというべきであり、同法148条1項の規定に違反し、同法150条1項1号に該当するものと認められるのが相当である。

- (3) 原告は、長浜税務署職員から具体的に帳簿書類の提示を求められたことはない旨主張し、これに沿う供述をする(原告本人)。しかしながら、長浜税務署職員は原告に対して帳簿書類を持参して来署することを求めていたのであり(前記認定事実(4)エ)、原告が持参した帳簿書類について提示を求めないとは考え難いところ、原告は、帳簿書類の提示は求められなかったとしながら長浜税務署を訪れた際に最初に何を聞かれたかは覚えていない旨供述していること(原告本人)、長浜税務署職員は平成20年6月11日に原告宅を訪れた際には、帳簿書類の提示を求めていること(前記認定事実(4)カ)、原告は、平成18年分所得税に係る申告内容についての指摘及び修正申告書の提出の要請に対し強い不服を示しており(前記認定事実(4)ウ)、税務調査の際にも説明を求め、同申告内容を問題にするのであれば調査には協力できないと述べたことを認めていること(乙78、原告本人)などに照らせば、長浜税務署職員から帳簿書類の提示を求められなかった旨の原告の供述は採用できない。また、原告は、平成20年6月11日の提示要求については、当日法事が予定されていたため後日に変更してほしい旨申し入れたものであって、提示要求に応じなかったことに正当な理由がある主張し、これに沿う供述をする(原告本人)が、原告はその2日前に長浜税務署に資料等を持参しているから(前記認定事実(4)オ)、その資料等をそのまま開示することは比較的容易であったといえるのであって、長浜税務署職員が事前通知なく原告宅を訪れたことをもって提示要求を拒むことに正当な理由があったとはいえないし、そもそも原告が原告宅を訪れた長浜税務署職員に対し法事がある旨を述べたのは同月27日であると認められるから(乙53、原告本人)、原

告の主張はその前提を欠くものである。

そのほか、原告は、同日に長浜税務署職員から胸ぐらをつかまれるなどの暴行を受けたとか、税務署職員が長浜税務署における税務調査中に大声を上げ机を叩くなどした旨主張し、これに沿う供述をする（原告本人）。しかしながら、長浜税務署職員が原告宅を訪れた際に原告に対して暴行をした事実を認めるに足りる的確な証拠は存在しない。これに対し、長浜税務署職員が税務調査中に大声を上げ机を叩くなどしたことがあったことは認められる（乙52、証人W）ものの、これら行為は原告が大声で主張をしたり、机を叩いたりしたことを受けてされたものと認められ（乙52、証人W）、税務署職員によるかかる対応は穏当を欠くものというべきではあるものの、これら行為をもってただちに違法な税務調査であるとまでは評価できない上、そのことが原因となって原告が帳簿書類の提示に応じなかったなどの事情も認められないから、上記(2)の認定を左右するものではない。

(4) したがって、原告には平成16年分の帳簿書類について所得税法150条1項1号に該当する事由があったものといえるから、本件青色申告承認取消処分は適法である。

なお、原告は、原告の業種等に鑑みて原告の記帳の程度が真に青色申告を維持するにふさわしくない場合とまでは認められないから、原告に対して青色申告承認の取消処分を行うことは裁量権の範囲の逸脱に当たる旨主張する。しかし、原告は、税務署職員からの数度の提示要求にもかかわらず、これに応じなかった以上、処分行政庁が他の要素を考慮して青色申告承認の取消処分の可否ないし当否を検討すべき義務があるとはいえず、上記取消処分が裁量権の範囲の逸脱に当たる余地はない。

### 3 争点(2) (原告がコンビニエンスストア事業の共同経営者に当たるか) について

(1) 事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいう

(最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同56年4月24日第二小法廷判決・判例時報1001号34頁) ところ、事業から生ずる収益が帰属する者を判断するに当たっては、当該事業の遂行に際して行われる法律行為の名義、当該事業に係る出資状況、収支の管理状況、従業員に対する指揮監督の状況、当該事業から生じた利益の分配に関する合意内容などを総合し、当該事業における経営方針の決定等について支配的影響力を有する者が誰であるかを社会通念に従って判断すべきである。

これを本件についてみるに、本件コンビニの開業に当たってAとの間で加盟店基本契約を締結し、本件コンビニ敷地の所有者との間で賃貸借契約を締結しているのは丙である(前記認定事実(1)イ) ところ、Aの規約では研修を受けて実際にコンビニエンスストアの経営を行う者でなければ加盟店基本契約の当事者となることができないこととされていたことから、丙が加盟店基本契約及び本件コンビニ敷地に係る賃貸借契約の当事者となったこと(乙6、原告本人)に照らせば、本件コンビニの経営に係る事業の前提となる基本的な契約の締結に際しては丙名義での締結がされていたものと認められる。また、丙は、本件コンビニを開業する前、コンビニエンスストアを経営するに当たっての経験を積むため、勤務していた会社を退職してAの店舗である他のコンビニエンスストアでアルバイト又は店長として勤務していたこと(前記認定事実(1)ア(ウ))、本件コンビニの開業以来、丙は店長として、本件コンビニにおける経営方針や従業員の雇用について決定していた一方、原告は丙に対して利益の状況を確認する程度で、労務の提供は一切行っておらず、丙から原告に対する1日の売上や収支の状況についての報告

はされていなかったこと（前記認定事実(1)エ）からすれば、本件コンビニにおける具体的な方針決定や従業員の指揮監督は丙によって行われており、また、本件コンビニの事業に係る収益の管理も丙によってされていたものと認められる。さらに、丙と原告の間では、本件コンビニの開業に当たって、本件コンビニの経営に係る事業から生じる収益の分配方法や分配割合等について特段の合意はされておらず、また、平成17年ないし平成19年には本件コンビニから生じた利益から一定金額が原告の口座に振り込まれているものの、これらの入金については、原告が本件コンビニの売上状況に応じてその都度丙に指示して振り込ませていたものであって、原告は振り込まれた金員につきすぐに出金して丙に交付していたこと（前記認定事実(1)オ、原告本人）によれば、本件コンビニの経営に係る事業につき、原告と丙が共同で収益を分配することが予定されていたとか、原告が平成17年ないし平成19年において本件コンビニの経営に係る事業から事前の合意に基づく収益分配を受けていたとも認められない。このほか、丙は本件コンビニの店舗建物の減価償却費用を事業所得の必要経費として申告している（前記認定事実(1)カ）。

以上の諸点に鑑みれば、原告が、本件コンビニの開業に当たって、本件コンビニの店舗建物の建築費用として約4000万円を支払い（うち3500万円についてはB銀行から借入れをし、平成16年11月1日から返済を続けている。）、同建物を所有しているほか、本件コンビニ敷地の賃貸借契約に係る手付金100万円及び保証金1806万円、開業時の商品代約400万円を負担し、本件コンビニ敷地の地代を平成18年7月31日まで支払っていた（前記認定事実(1)ウ）ように、本件コンビニの開業に際し必要となる費用の全てを原告が負担していることを踏まえても、本件コンビニの経営に係る事業について、自己の判断に基づいて経営方針の決定等を行い、支配的影響力を有する者は丙であって、原告はこれに当たらないと認めるのが相当である。

(2) 原告は、本件コンビニを開業した当時、丙には自己資金がなかったのであるから、原告による出資と本件コンビニの経営は切り離せない関係にあり、社会的信用力のある原告の存在があったからこそ本件コンビニを開業することができたこと、本件コンビニに係る加盟店基本契約及び敷地の賃貸借契約において丙が契約当事者とされているのはAの規約上経営者が1人しか認められないことによるものにすぎないことを指摘し、原告は本件コンビニの共同経営者に当たる旨主張する。しかしながら、原告が開業資金の全てを出資しているとしても、具体的な本件コンビニの経営に関与していたものとまでは認められず、原告が本件コンビニの経営主体であるとは評価できないことは上記(1)で認定説示したとおりであるし、Aの規約上経営者となる者が現実に経営を行う者1名に限定されているということは、当該契約当事者が本件コンビニの経営についての責任を負うことを意味するものであって、本件コンビニの経営に係る事業についての経営主体を判断するにおいて重要な要素とみるべきであるから、原告が本件コンビニの共同経営者に当たるということはできず、原告の主張は理由がない。

また、原告は、Aから送付される本件コンビニの貸借対照表や決算報告書（甲44ないし47）に毎月目を通し、経営状況を把握していた旨供述するが（原告本人）、仮に原告が本件コンビニの経営状況を把握していたとしても、それを基に原告が本件コンビニの具体的な経営判断について指示をしていたとの事実は認められない以上、この点が上記認定を左右するものではない。

そのほか、原告は、経済上、共同経営の形態が多数存在することや、所得税法上も共同経営

を否定する条文が存在しないこと等を指摘して、原告が共同経営者として認められるべきである旨主張するが、原告が本件コンビニの経営に係る事業について経営方針等の決定に支配的影響力を有する者とはいえず、事業の経営者とはいえないことは上記(1)のとおりであるから、原告の主張は前提を欠き失当である。

(3) したがって、原告が本件コンビニの経営に係る事業を行っていたとは認められないから、丙から原告に対する入金原告の事業所得に当たるとすることはできず、また、本件コンビニの店舗建物に関する減価償却費用や同建物の建築資金の返済に係る支払利息、本件コンビニ敷地の地代等は原告の事業所得の必要経費に算入されないものと認めるのが相当である。

#### 4 争点(3) (原告の不動産所得の金額) について

##### (1) 平成19年分の収入金額について

前記認定事実(2)イないしオによれば、原告は丁との間で平成15年10月30日に賃貸期間5年間、賃料月額24万円との約定でI賃貸物件の101号室に関する賃貸借契約を締結したこと、丁は、平成16年から賃料の全額は支払っていなかったものの、原告に対し、平成19年においても同年10月4日までの間5回にわたり合計216万円を支払い、平成20年1月11日にも24万円の支払をしたこと、同年3月から平成21年2月までの間は上記賃貸借契約の仲介業者が原告に対する賃料の支払をしたこと、丁は、平成21年3月23日、I賃貸物件の101号室から退去し、同月30日、滞納家賃のうち125万円を支払うことで精算をしたことがそれぞれ認められるところ、これらの事実によれば、丁は原告との間の賃貸借契約に係る賃料の支払を遅滞していたものの、少なくとも同月23日に丁がI賃貸物件の101号室から退去するまでは同賃貸借契約は継続していたものと認められるから(原告が丁に対し解除の意思表示をしたとの事実は証拠上認められない。なお、原告自身、平成20年度の終わりまで賃貸借契約が継続していた旨を供述している(乙11)。)、同賃貸借契約に係る賃料のうち平成19年中に支払日の到来したものについては同年における原告の不動産所得に係る総収入金額に含まれるというべきである(所得税法36条1項、所得税基本通達36-5)。

原告は、丁が平成19年には賃料の支払を全く行っていないことから、原告と丁との賃貸借契約は実質的に終了していた旨主張するが、そもそも丁は同年にも賃料の支払を行っている上、賃料不払から当然に賃貸借契約が終了すると解すべき根拠もないから、原告の同主張は失当である。

したがって、丁に対する平成19年の賃料48万円は、原告の同年の不動産所得に係る総収入金額に含まれるものと認められる。

##### (2) 原告の不動産所得に係る必要経費について

所得税法37条1項は、その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、不動産所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用(償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。)の額とする旨を定めている。このように不動産所得の金額の計算上必要経費が総収入金額から控除されることの趣旨は、投下資本の回収部分に課税が及ぶことを避けることにあると解されるところ、上記のような所得税法37条1項の定めに加え、同法45条1項は、居住者が支出し又は納付する家事上の経費及びこれに関連する経費で政令に定めるものは必要経費に算入しない旨を定めており、同条項を受けた所得税法施行令96条1号は、家事上の

経費に関連する経費の主たる部分が不動産所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合の当該部分に相当する経費以外の経費については、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入されない旨を定めている。かかる不動産所得の金額の計算上必要経費が総収入金額から控除されることの趣旨や、所得税法及び所得税法施行令の文言に照らすと、ある支出が不動産所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、当該支出が所得を生ずべき不動産事業に係る活動と直接関係し、かつ当該業務の遂行上必要であることを要すると解するのが相当である。そして、その判断は、単に居住者の主観的判断によるのではなく、当該事業の業務内容等個別的な諸事情に即して社会通念に従って客観的に行われるべきである。

これを前提に、以下において、原告が不動産所得の必要経費に含まれるべきと主張する支出について、個別に検討する。

#### ア 租税公課（平成18年分）について

原告は、平成18年において賃料を受領する際に貼付した印紙1万0600円が必要経費になる旨主張し、これに沿う供述をするが（甲7）、原告が当該費用を支出したことを裏付ける客観的証拠は存しないから、原告による当該支出の事実を認めることができず、これを必要経費に算入することはできない。

#### イ 修繕費について

##### （ア） D関係（平成17年分）

原告は、平成17年にDとの間でGのB棟201号室の全面改修工事につき代金140万円で請負契約を締結し、同年9月15日及び同年12月22日に各70万円ずつに分けて同代金の支払をした旨主張し、これに沿う供述をする（甲7、24、38、48、原告本人）。

そこで検討するに、前記認定事実(3)イによれば、原告がDに対し平成17年12月22日に工事代金として70万円を支払ったことがうかがわれるものの、当該支払に関する領収証の記載からはいかなる工事についてのものかは明らかではない。また、原告の求めに応じて本件D請求書を作成したFは、Gに係る改修工事の時期や残代金額については把握しておらず、経理関係の書類を確認することもなく原告の求めに応じて本件D請求書を作成した旨供述していること（乙81）、原告は、Fに本件D請求書の作成を依頼する際、本件訴訟の提起後に発見したGの改修工事代金が140万円であることに関する資料を示したとしながら、同資料を紛失した旨供述していること（原告本人）、戊は、Gに係る改修工事は平成15年以前に行ったものであり、それ以降は原告から仕事を請け負ったことはない旨供述していること（前記認定事実(3)ウ）からすれば、本件D請求書の記載内容どおりの支払がされたものと認めることはできない。

また、原告は、Dに依頼した自宅の工事代金の支払について記載したメモ（甲43）からすれば、平成16年12月25日に70万円の支払をし、残代金が100万円となったことが読み取れるところ、平成17年9月30日付けのDから原告に対する請求書（乙72）では残金が170万円に増えているから、その間にGの改修工事に係る代金が発生しているはずである旨主張し、これに沿う供述をする（原告本人）。しかしながら、原告は上記メモにつき備忘のため支払をした都度記載していたとしながら、平成15年2月17日と平成16年12月25日との間に記載されている100万円の支払につき年月日の

記載がない理由について、日にちを忘れたから記載しなかった、直前の支払に関する記載から年は分かるので日付の記載をしなかったのかもしれないなどと不自然な供述をしており（原告本人）、そもそも上記メモが支払の都度記載されていたものかも疑わしい。その点を措くとしても、Dが大阪国税局長に対して提出した回答書に添付された平成17年9月30日付けの原告に対する請求書控え（乙72の請求書の控えと認められる。）では、合計金額欄の170万円の記載が70万円に、小計欄の170万円の記載が70万円にそれぞれ訂正されており、小計欄の訂正された100万円の部分に「H15. 12. 29 現金」と、下部欄外に「H17. 12. 22 現金 700,000」とそれぞれ加筆されていること（乙66）及び平成17年12月22日付けの70万円に関する原告宛て領収証が存在すること（前記認定事実(3)イ）に照らせば、原告がDに対して同日に支払った70万円は自宅工事代金の残額である可能性を否定できず、原告主張の点をもって同年にGの改修工事に関する請負契約が締結された事実を認めることはできないというべきである。

以上を総合すれば、原告がDとの間で平成17年にG・B棟201号室の全面改修工事に関する請負契約を締結したとは認められないから、同工事に関する140万円の工事代金を原告の平成17年分不動産所得の必要経費に算入することはできない。

(イ) H関係（平成17年分）

原告は、I賃貸物件1階の駐車場に蛍光灯の取付工事を行ったときの費用が必要経費に含まれる旨主張し、これに沿う供述をする（甲24）。

しかしながら、Hの原告に対する平成17年8月30日付け領収証には、当該支払の名目は何ら記載されておらず（甲9）、I賃貸物件の賃貸業と当該支払との関連性は明らかではないから、Hに対する7000円の支払を原告の平成17年分不動産所得の必要経費に算入することはできない。

(ウ) J関係（平成18年分）

原告は、妻の弟にうどん屋を営業させるためにI賃貸物件の1階部分を賃貸した際に、当該賃貸物件の附属備品としてうどん屋の厨房機器等を購入した代金が必要経費に含まれる旨主張し、これに沿う供述をする（甲24）。

しかしながら、原告の主張する支出がI賃貸物件の附属設備に関するものであることを示す的確な証拠はない上（甲20の4からは、Jに対する支払がされた事実以外は立証されていない。）、これらの附属備品の購入費用を原告が負担することが賃貸物件の貸付けによる事業において通常必要となる費用とは認められず、かかる費用の支出が原告の不動産所得に係る収入金額を得るために必要であったことを認めるに足りる的確な証拠もないから、当該支出を原告の平成18年分不動産所得の必要経費に算入することはできない。

(エ) K関係（平成18年分）

原告は、検収業務などのためGを訪問した際に移動に使用した自動車が故障したため、Kに引上げ及び修理等を依頼した際の費用が必要経費に含まれる旨主張し、これに沿う供述をする（甲24）。

しかしながら、原告が当該自動車を主として不動産賃貸業務に使用していたとの事情を認めるに足りる証拠はない以上、賃貸物件に関する検収業務を行っている際に自動車が故障したとしても、そのことのみから自動車の引き上げ費用及び修理費用が不動産所得に係

る収入金額を得るために必要な費用であるとは認められないから、当該費用を原告の平成18年分不動産所得の必要経費に算入することはできない。

(オ) L関係（平成19年分）

原告は、Lに対する100万円の支払につき、I賃貸物件の1階部分をうどん屋に改装したときの費用である旨供述する（甲7、24）が、Lの原告に対する平成19年5月30日付け領収証には、当該支払の名目は何ら記載されておらず（甲13の1）、I賃貸物件の賃貸業と当該支払との関連性は明らかではないから、Lに対する100万円の支払を原告の平成19年分不動産所得の必要経費に算入することはできない。

(カ) M関係（平成19年分）

原告は、Mに対し、I賃貸物件に係る玄関ドアの鍵交換、居室のドア及び鍵交換などに係る工事代金として支払った費用が必要経費に含まれる旨主張し、これに沿う供述をする（甲24）。

しかしながら、原告が必要経費に算入すべきとする各費用のうち、平成19年4月6日の9万2032円については見積書が提出されているのみで（甲13の7）、その支払に係る資料は存しないから、原告による支払の事実を認めることはできない。また、同年5月26日の1万2520円及び同年8月25日の2万円の各支払については、これら支払に関する領収書には当該支払の名目は何ら記載されておらず（甲13の2ないし4）、M作成の「見積書、領収書の件」と題する書面においても具体的な工事との関連性は明らかではなく（同書面の記載によっても、上記各領収書（甲13の2ないし4）について、I賃貸物件及びGの玄関ドアの鍵交換を行った記憶がある、ただし部屋番号については記憶に残っていないというにとどまる。甲33）、I賃貸物件の賃貸業と当該支払との関連性は明らかではないから、Mに対するこれらの支払を原告の平成19年分不動産所得の必要経費に算入することはできない。

なお、原告が必要経費に含まれるとして主張する支払のうち、同年11月29日の2万円については必要経費に含まれることに争いはない。

(キ) N関係（平成19年分）について

原告は、I賃貸物件101号室の修繕に関して支払った費用であり、必要経費に含まれる旨主張し、これに沿う供述をする（甲24）。

しかしながら、原告がNに関する支払に関して提出する書証は内訳明細書・請求書であり、原告がそこに記載された金額2万3625円を支払ったことを示すものではない上、同書面には原告が手書きで記載した「I101」との文言以外にはI賃貸物件との関連性を示す記載は存せず（甲13の6、24）、I賃貸物件の賃貸業と当該支払との関連性は明らかではないから、Nに対する上記支払を原告の平成19年分不動産所得の必要経費に算入することはできない。

ウ 交通費（平成17年分ないし平成19年分）について

(ア) ガソリン代について

原告は、賃貸物件の管理のために使用した自動車のガソリン代が不動産所得の必要経費に含まれるべき旨主張し、これに沿う供述をする（甲7、24）。

しかしながら、原告が主張するガソリン代を支出したことに関する客観的な証拠は存在せず（甲31は請求明細書であり、平成17年分及び平成19年分については原告作成に

係る一覧表（甲 7）すら存在していない。）、原告の主張するガソリン代は概算に過ぎないから、そもそも必要経費に算入する前提を欠く。その点を措くとしても、原告は勤務先への通勤にも自動車を利用しており、そのために支出したガソリン代の一部については勤務先から補助を受けており（甲 2 4）、また、不動産の管理のためにのみ自動車を使用した際の走行距離等を客観的な裏付けをもって記録しているとも窺えないことに照らすと、原告の主張するガソリン代の各支出は、原告ないしその家族が日常生活において自動車を運転する際に必要となるガソリン代としての家事上の経費に該当するか、あるいは、家事上の経費に関連する経費であるが、その主たる部分が不動産所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができるものには該当しないから、これを原告の不動産所得の必要経費に算入することはできない。

（イ） ○に対する支払（平成 1 9 年分）について

原告は、○に平成 1 9 年 6 月 4 日に支払った 2 2 万 5 5 5 0 円は、不動産管理に使用するために購入した自動車の代金であるから、不動産所得の必要経費に含まれる旨主張し、これに沿う供述をする（甲 2 4）。

しかしながら、当該支出は、○から原告の妻に対して請求された自動車の部品・修理代、自賠責保険料及び廃車代として支払われたものと認められ（乙 6 3、6 4）、そもそも自動車の購入代金であるとは認められないし、原告の妻に対する請求に対して支払われたものであることも踏まえれば、かかる支出と原告の不動産所得との関連性は認められないから、○に対する上記支払を原告の平成 1 9 年分不動産所得の必要経費に算入することはできない。

エ 通信費（平成 1 7 年分ないし平成 1 9 年分）について

原告は、賃貸物件の管理等のために携帯電話を使用しているから、客観的に金額が確認できる年間の携帯電話の使用料のうち 6 割は不動産賃貸業の必要経費に含まれる旨主張し、これに沿う供述をする（甲 7、2 4）。

しかしながら、原告が携帯電話又は固定電話に係る料金を支払ったことが証拠上うかがわれるものの（甲 2 0 の 2 ないし 5、2 2）、具体的に誰が使用している携帯電話に係る料金なのか、原告がどの携帯電話を不動産賃貸業に使用していたのかはいずれも明らかではない。また、原告は本件コンビニの関係でも携帯電話を使用していた旨供述しており（甲 2 4）、そのほか勤務の関係や私用でも電話を使用することが当然想定されることからすれば、原告の主張する電話代の各支出は、家事上の経費か、あるいは、家事上の経費に関連する経費に該当するがそのうちいかなる部分が不動産賃貸業の業務の遂行上必要であるのかを区分できないものといえるから（原告は、6 割が不動産賃貸業の必要経費である旨主張するが、その根拠は何ら明らかではない。）、これを原告の不動産所得の必要経費に算入することはできない。

オ 接待交際費（平成 1 8 年分）について

原告は、会社の同僚や知人にアパート入居者の紹介を依頼し、その謝礼として入居者一人当たり 1 万円ないし 2 万円程度を支払っていたから、かかる支出は接待交際費として必要経費に含まれる旨主張し、これに沿う供述をする（甲 7、2 4）。

しかしながら、原告がかかる紹介料を支払った知人から押印を受けたとする証明書には、入居者名と受取報酬金額が記載されているのみで、具体的な受領日の記載はなく（甲 3 0）、

原告が作成した一覧表に記載された平成18年における各月の交際費の支出状況(甲7)との関係も明らかではないから、これをもって直ちに原告が上記証明書(甲30)に記載された合計12万円を紹介料として支出した事実を認めることはできない。

また、上記証明書には、YはZ、a及びbの3名の入居者の、cはd、eの2名の入居者の、fはgの従業員2名の入居者の各紹介者である旨が記載されているところ(甲30)、このうちZと思われる人物が入居したのは平成16年であること(乙13、74)、aは平成14年5月以前に入居していること(乙75)からすれば、平成18年にこれらの入居者の紹介に対する紹介料を支払うというのは不自然であるし、d及びeについては調査によっても原告の営む賃貸物件への入居の事実が確認できておらず(弁論の全趣旨)、g従業員については、具体的な入居者が特定されておらず、誰を紹介したことに対する紹介料なのか、という点すら明らかでないことからすれば、原告主張の紹介料につき、原告の不動産賃貸事業との関連性があるとは認められない。

さらに、原告が紹介料として支払ったとする12万円以外の接待交際費4万8131円については、その支出の事実が客観的に立証されていない上、その使途も全く明らかではない。

以上によれば、原告の主張する接待交際費16万8131円を原告の不動産所得の必要経費に算入することはできない。

#### カ 支払利息(平成18年分)について

原告は、加入していた生命保険から不動産事業の資金に充てるため200万円の契約者貸付を受け、平成17年9月頃に返済をした際に支払った利息11万5000円が平成18年分の必要経費に含まれる旨主張し、これに沿う供述をする(甲7、24)。

しかしながら、原告が平成17年9月に支払った利息が平成18年分の不動産事業の必要経費となる余地はないから、原告の主張はそれ自体失当である。この点を措くとしても、原告は上記の借入金200万円を本件コンビニの初回商品代金に充てているから(甲20の1、23、24、48、原告本人)、当該借入金と不動産賃貸業との関連性はなく、同借入金に係る支払利息を原告の不動産所得の必要経費に算入することはできない。

#### キ 保険料(平成19年分)について

原告は、平成19年8月27日にPに支払った不動産賃貸業に使用していた自動車に係る保険料2万9200円が必要経費に含まれる旨主張し、これに沿う供述をする(甲24)。

しかしながら、当該保険料に係る保険契約の内容は不明である上、原告が主として不動産賃貸業のために当該自動車を使用していたとの事情を認めるに足りる証拠はないから、仮に原告所有の自動車に係る保険料を支払っていたとしても不動産所得との関連性があるとは認められず、これを必要経費に算入することはできない。

#### (3) 不動産所得の必要経費に係る予備的主張について

原告は、原告が本件コンビニの共同経営者と認められない場合には、原告と丙との間では本件コンビニの店舗建物に関する賃貸契約が成立していたものと評価できるから、原告が本件コンビニに関し受け取った収入及び支出した経費は原告の不動産所得に係る収入及び支出と認められるべきである旨主張する。

そこで検討するに、所得税法26条によれば、不動産所得とは、不動産等の貸付けによる所得(事業所得又は譲渡所得に該当するものを除く。)をいうと規定されているところ、不動産等の貸付けによる所得とは、当事者の一方が相手方に不動産等を使用収益させて、その対価を得

ることを目的とする行為から生ずる所得をいうものと解されるから、不動産等の賃貸借から生ずる賃料はこれに該当するが、対価を伴わない使用賃借については、借主からの金員の交付等があっても、それは、当該不動産等の経費の一部の支払にすぎず、不動産等の貸付けによる所得には該当しないと解すべきである。

そして、前記認定事実(1)に加え、証拠（甲39、48、乙78、原告本人）によれば、原告は、丙にコンビニエンスストアの経営を行わせるため、Aとの間でコンビニエンスストアの開業に関する交渉を行い、本件コンビニの所在地において開業することで合意した結果、本件コンビニの店舗建物を建築して、その所有権を取得し、丙においてこれを用いて本件コンビニの経営を行っていたものであるが、原告と丙の間では本件コンビニの店舗建物について賃貸借契約を締結したことはなく、賃料を受け取ったこともない、本件コンビニの開業にあたっても売上から店舗建物の使用に関する一定の対価を支払うなどの合意は一切されていないというのであるから、原告が丙に対し本件コンビニの店舗建物を貸し付けたとは認められず、原告が丙から受け取った金員が不動産の貸付けによる所得に該当すると解する余地はない。

したがって、本件コンビニの店舗建物に関する固定資産税及び減価償却費、建築資金の借入金に対する支払利息並びに本件コンビニ敷地の地代を原告の不動産所得の必要経費に算入することはできない。

5 争点(4) (Dの工事請負代金にかかる債務につき住宅借入金等特別控除が適用されるか) について

(1) 租税特別措置法41条1項2号は、住宅の取得等に関する工事代金債務につき、住宅借入金等に係る所得税額の特別控除を受けるための要件として、契約において賦払期間が10年以上の割賦払の方法により支払うこととされていることを定めている。そして、前記認定事実(3)ア、エ及び証拠（原告本人）によれば、原告とDの間では自宅の増改築工事の残代金1410万円について特に返済期日の合意はされておらず、原告は残代金につき適宜の時期に適宜分割して支払っていたが、利子は支払っていないこと、他方、分割払期間を10年間とする住宅建築金返済契約書（甲40の2）には年利5パーセントを利子として支払う旨が記載されていること、同書面は原告が作成し持参した書面にQが記名押印したものであることがそれぞれ認められるところ、これらによれば、同返済契約書の内容は事実と反しており、原告がDとの間で上記残代金につき10年間の分割払とする旨の合意をしたものとは認められないから（原告は、同返済契約書の作成をもって返済期間を10年間とする旨の合意がされた旨主張するものと解されるが、同契約書の作成後においても原告は適宜の時期に支払をしていたというのであって、その支払状況は原告が提出した住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（乙83、85）の記載内容とも一致しないというのであるから（原告本人）、上記返済契約書の作成をもって返済期間を10年間とする旨の合意がされたものと認めることもできない。）、Dに対する自宅増改築工事の残代金の支払債務については住宅借入金等に係る所得税額の特別控除を受けるための要件を満たさず、当該特別控除の適用は認められない。

(2) 租税特別措置法41条10項は、住宅借入金等特別控除に係る同条1項の規定は確定申告書に当該控除を受ける金額についての同控除に関する記載があり、かつ、財務省令で定めるところにより当該金額の計算に関する明細書等の書類の添付がある場合に限り適用する旨定められているところ、原告は、平成19年分の所得税の確定申告書に、住宅借入金等特別控除を受ける金額及び同控除に関する記載を全く行っておらず（甲1の3）、租税特別措置法施行規制（平

成21年財務省令第19号による改正前のもの。) 18条の21第12項に定める書類の添付もしていないのであるから、平成19年分所得税については、この点においても住宅借入金特別控除の適用を受けることはできない。

(3) したがって、原告の平成17年分ないし平成19年分所得税につき、Dに対する自宅増改築工事の残代金の支払債務について住宅借入金等に係る所得税額の特別控除は適用されないから、この点に関する原告の主張は理由がない。

#### 6 本件各更正処分の適法性

前記2ないし5を前提として算出した本件各更正処分の時点で客観的に存在した原告の平成17年分ないし平成19年分の所得税の総所得金額及び納付すべき税額は、別紙1「本件各更正処分等の時点で客観的に存在した税額の計算根拠」の第1「本件各更正処分の時点で客観的に存在した税額」記載のとおりと認められ、これらの各税額は本件各更正処分における原告の所得税に係る納付すべき税額(別表1の平成20年12月24日付け各更正処分に係る「納付すべき税額」欄記載の各金額)をいずれも上回るから、本件各更正処分はいずれも適法である。

#### 7 本件各賦課決定処分の適法性

上記6のとおり本件各更正処分は適法であるところ、本件各更正処分の時点で客観的に存在した税額について、新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、それ以前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、国税通則法65条4項所定の「正当な理由」があるものとは認められないから、本件各更正処分の時点で客観的に存在した過少申告加算税の額は、別紙1「本件各更正処分等の時点で客観的に存在した税額の計算根拠」の第2「本件各更正処分の時点で客観的に存在した過少申告加算税の額」記載のとおりであると認められ、本件各賦課決定処分における過少申告加算税及び重加算税の額(ただし、平成22年4月2日付け裁決により、一部取り消された後のもの。別表1の「過少申告加算税の額」欄記載の各金額)をいずれも上回るから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

#### 8 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官 田中 健治

裁判官 尾河 吉久

裁判官 長橋 正憲

## 本件各更正処分等の時点で客観的に存在した税額の計算根拠

## 第1 本件各更正処分の時点で客観的に存在した税額

## 1 平成17年分について

- (1) 事業所得（農業）の金額 マイナス26万2090円  
 処分行政庁が平成18年6月28日付けでした、平成17年分の所得税に係る更正の請求に対する更正処分（以下、本件各更正処分と区別するため、「先行平成17年分更正処分」という。）と同額である（甲3の1）。
- (2) 不動産所得の金額 1017万8946円  
 I賃貸物件及びGに係る不動産所得の金額は、次のアからイを控除した金額である。
- ア 総収入金額 1709万6025円  
 内訳は、別表2-1「原告の不動産所得に係る収入金額の明細（平成17年分）」のとおりである（乙13）。
- イ 必要経費 691万7079円  
 内訳は、別表3-1「原告の不動産所得に係る必要経費の金額の明細（平成17年分）」のとおりである（乙73）。
- (3) 給与所得の金額 812万1453円  
 先行平成17年分更正処分と同額である（甲3の1）。
- (4) 総所得金額 1803万8309円  
 上記(1)ないし(3)の各所得金額の合計額である。
- (5) 所得控除の合計額 272万9739円  
 先行平成17年分更正処分と同額である（甲3の1）。
- (6) 課税総所得金額 1530万8000円  
 上記(4)から上記(5)を控除した金額（ただし、国税通則法118条1項により、1000円未満の端数を切り捨てたもの）である。
- (7) 課税総所得金額に対する税額 336万2400円  
 上記(6)の金額に、所得税法89条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの）並びに経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下「負担軽減措置法」という。）4条（平成18年法律第10号による廃止前のもの）の規定を適用して算出した金額である。
- (8) 住宅借入金等特別控除額 13万2200円  
 租税特別措置法41条1項の規定に基づき、平成17年12月31日の住宅借入金等の残高1763万1879円に0.75パーセントを乗じた金額（同条2項柱書きの括弧書きにより100円未満の端数を切り捨てたもの）である（乙84、87）。
- (9) 定率減税額 25万円  
 負担軽減措置法6条（平成17年法律第21号による改正前のもの）の規定に基づき、上記(7)から上記(8)を控除した金額に100分の20を乗じると、当該金額が25万円を超えるため、定率減税額は25万円となる。
- (10) 源泉徴収税額 53万7700円

先行平成17年分更正処分と同額である（甲3の1）。

(11) 給付すべき所得税額 244万2500円

上記(7)から、上記(8)ないし(10)を控除した金額である。

## 2 平成18年分について

(1) 事業所得（農業）の金額 マイナス27万6930円

原告が提出した平成18年分確定申告書に記載された金額である（甲1の2）。

(2) 不動産所得の金額 1205万4199円

I 賃貸物件及びGに係る不動産所得の金額は、次のアからイを控除した金額である。

ア 総収入金額 1906万5480円

内訳は、別表2-2「原告の不動産所得に係る収入金額の明細（平成18年分）」のとおりである（乙13）。

イ 必要経費 701万1281円

内訳は、別表3-2「原告の不動産所得に係る必要経費の金額の明細（平成18年分）」のとおりである（乙73）。

(3) 給与所得の金額 1531万8912円

原告が提出した平成18年分確定申告書に記載された金額である（甲1の2）。

(4) 総所得金額 2709万6181円

上記(1)ないし(3)の各所得金額の合計額である。

(5) 所得控除の合計額 306万7838円

原告が提出した平成18年分確定申告書に記載された金額である（甲1の2）。

(6) 課税総所得金額 2402万8000円

上記(4)から上記(5)を控除した金額（ただし、国税通則法118条1項により、1000円未満の端数を切り捨てたもの）である。

(7) 課税総所得金額に対する税額 640万0360円

上記(6)の金額に、所得税法89条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの）及び負担軽減措置法4条（平成18年法律第10号による廃止前のもの）の規定を適用して算出した金額である。

(8) 住宅借入金等特別控除額 12万5300円

租税特別措置法41条1項の規定に基づき、平成18年12月31日の住宅借入金等の残高1671万5027円に0.75パーセントを乗じた金額（ただし、同条2項柱書きの括弧書きにより100円未満の端数を切り捨てたもの）である（乙86、87）。

(9) 定率減税額 12万5000円

負担軽減措置法6条（平成18年法律第10号による廃止前のもの）の規定に基づき、上記(7)から上記(8)を控除した金額に100分の10を乗じると、当該金額が12万5000円を超えるため、定率減税額は12万5000円となる。

(10) 源泉徴収税額 226万5400円

原告が提出した平成18年分確定申告書に記載された金額である（甲1の2）。

(11) 納付すべき所得税額 388万4600円

上記(7)から、上記(8)ないし(10)を控除した金額（ただし、国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てたもの）である。

### 3 平成19年分について

- (1) 事業所得（農業）の金額 マイナス17万9400円  
原告が提出した平成19年分の所得税の確定申告書（以下「平成19年分確定申告書」という。）に記載された金額である（甲1の3）。
- (2) 不動産所得の金額 740万5271円  
I 賃貸物件及びGに係る不動産所得の金額は、次のアからイを控除した金額である。
- ア 総収入金額 1632万8396円  
内訳は、別表2-3「原告の不動産所得に係る収入金額の明細（平成19年分）」のとおりである（乙13）。
- イ 必要経費 892万3125円  
内訳は、別表3-3「原告の不動産所得に係る必要経費の金額の明細（平成19年分）」のとおりである（乙73）。
- (3) 給与所得の金額 683万1268円  
原告が提出した平成19年分確定申告書に記載された金額である（甲1の3）。
- (4) 総所得金額 1405万7139円  
上記(1)ないし(3)の各所得金額の合計額である。
- (5) 所得控除の合計額 178万2897円  
原告が提出した平成19年分確定申告書に記載された金額である（甲1の3）。
- (6) 課税総所得金額 1227万4000円  
上記(4)から上記(5)を控除した金額（ただし、国税通則法118条1項により、1000円未満の端数を切り捨てたもの）である。
- (7) 課税総所得金額に対する税額 251万4420円  
上記(6)の金額に所得税法89条1項の規定を適用して算出した金額である。
- (8) 源泉徴収税額 45万6100円  
原告が提出した平成19年分確定申告書に記載された金額である。
- (9) 納付すべき所得税額 205万8300円  
上記(7)から上記(8)を控除した金額（ただし、国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てたもの）である。

## 第2 本件各更正処分の際で客観的に存在した過少申告加算税の額

### 1 平成17年分について

- (1) 新たに納付すべきこととなった税額 255万円  
第1の1(11)の納付すべき所得税額（244万2500円）から、先行平成17年分更正処分における納付すべき税額（マイナス10万8340円）を控除し、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた額である。
- (2) 通常課される過少申告加算税の額 25万5000円  
上記(1)に100分の10の割合を乗じて算出した額である。
- (3) 加重される過少申告加算税の基礎となる税額 205万円  
上記(1)から50万円を控除した額である。
- (4) 加重される過少申告加算税の額 10万2500円  
上記(3)に100分の5の割合を乗じて算出した額である。

- (5) 過少申告加算税の額 35万7500円  
上記(2)と(4)を合計した額である。

2 平成18年分について

- (1) 新たに納付すべきこととなった税額 639万円  
第1の2(11)の納付すべき所得税額(388万4600円)から、平成18年分の確定申告における納付すべき税額(マイナス251万1250円)を控除し、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた額である。
- (2) 通常課される過少申告加算税の額 63万9000円  
上記(1)に100分の10を乗じて算出した額である。
- (3) 加重される過少申告加算税の基礎となる税額 589万円  
上記(1)から50万円を控除した額である。
- (4) 加重される過少申告加算税の額 29万4500円  
上記(3)に100分の5の割合を乗じて算出した額である。
- (5) 過少申告加算税の額 93万3500円  
上記(2)と(4)を合計した額である。

3 平成19年分について

- (1) 新たに納付すべきこととなった税額 245万円  
第1の3(9)の納付すべき所得税額(205万8300円)から、平成18年分の確定申告における納付すべき税額(マイナス39万2200円)を控除し、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた額である。
- (2) 通常課される過少申告加算税の額 24万5000円  
上記(1)に100分の10を乗じて算出した額である。
- (3) 加重される過少申告加算税の基礎となる税額 195万円  
上記(1)から50万円を控除した額である。
- (4) 加重される過少申告加算税の額 9万7500円  
上記(3)に100分の5の割合を乗じて算出した額である。
- (5) 過少申告加算税の額 34万2500円  
上記(2)と(4)を合計した額である。

別紙2、3-1～3-3及び4-1～4-3並びに別表2-1～2-3及び3-1～3-3 省略

別表 1

《課税の経緯》

(単位：円)

年分	区 分	青色申告承認取消し	異議申立て	異議決定	審査請求	裁 決				
平成16年分	申告等の年月日	平成20年12月24日	平成21年1月17日	平成21年4月14日	平成21年5月3日	平成22年4月2日				
	総所得金額	平成16年分以降の青色申告の承認の取消し	全部取消し	棄却	全部取消し	青色申告の承認取消し処分に対する審査請求を棄却				
	内 事業所得の金額(農業)									
	不動産所得の金額									
	給与所得の金額									
	納付すべき税額									
	重加算税の額									
過少申告加算税の額										
年分	区 分	確定申告	更正の請求	更正処分	更正処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁 決	
平成17年分	申告等の年月日	平成18年3月14日	平成18年6月7日	平成18年6月28日	平成20年12月24日	平成21年1月17日	平成21年4月14日	平成21年5月3日	平成22年4月2日	
	総所得金額	8,088,821	7,988,821	7,988,821	17,787,798	全部取消し	棄却	全部取消し	17,787,798	
	内 事業所得の金額(農業)	△ 262,090	△ 262,090	△ 262,090	△ 262,090				△ 262,090	
	不動産所得の金額	229,458	129,458	129,458	9,928,435				9,928,435	
	給与所得の金額	8,121,453	8,121,453	8,121,453	8,121,453				8,121,453	
	納付すべき税額	△ 96,300	△ 108,340	△ 108,340	2,314,600				2,314,600	
	重加算税の額				847,000				0	
過少申告加算税の額					338,000					
年分	区 分	確定申告	更正処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁 決			
平成18年分	申告等の年月日	平成19年3月15日	平成20年12月24日	平成21年1月17日	平成21年4月14日	平成21年5月3日	平成22年4月2日			
	総所得金額	△ 1,828,018	24,523,007	全部取消し	棄却	全部取消し	24,523,007			
	内 事業所得の金額(農業)	△ 276,930	△ 276,930				△ 276,930			
	不動産所得の金額	△ 16,870,000	9,481,025				9,481,025			
	給与所得の金額	15,318,912	15,318,912				15,318,912			
	納付すべき税額	△ 2,511,250	2,890,300				2,890,300			
	重加算税の額		1,151,500				0			
過少申告加算税の額		290,000	785,000							
年分	区 分	確定申告	更正処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁 決			
平成19年分	申告等の年月日	平成20年3月12日	平成20年12月24日	平成21年1月17日	平成21年4月14日	平成21年5月3日	平成22年4月2日			
	総所得金額	3,061,536	13,496,202	全部取消し	棄却	全部取消し	13,496,202			
	内 事業所得の金額(農業)	△ 179,400	△ 179,400				△ 179,400			
	不動産所得の金額	△ 3,590,332	6,844,334				6,844,334			
	給与所得の金額	6,831,268	6,831,268				6,831,268			
	納付すべき税額	△ 392,200	1,873,100				1,873,100			
	重加算税の額		773,500				0			
過少申告加算税の額			314,000							

(注) 「総所得金額」欄、「事業所得(農業)の金額」欄及び「不動産所得の金額」欄の△印は損失の金額を、「納付すべき税額」の△印は還付金に相当する金額を示す。